

## 平成 24 年第 6 回にかほ市議会定例会会議録（第 2 号）

### 1、本日の出席議員（ 19 名 ）

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	10 番	市 川 雄 次
11 番	菊 地 衛	12 番	池 田 甚 一
13 番	奥 山 収 三	14 番	竹 内 賢
15 番	加 藤 照 美	16 番	伊 藤 知 市
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐 藤 文 昭		

### 1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 金 子 勇 一 郎 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之  
副 主 幹 佐 々 木 孝 人

#### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	森 鉄 也
市 民 福 祉 部 長	細 矢 宗 良	産 業 建 設 部 長	佐 藤 正
教 育 次 長	武 藤 一 男	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	柳 橋 稔	会 計 管 理 者	須 藤 金 悦
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	佐 藤 正 春	防 災 課 長	須 田 一 治
税 務 課 長	齋 藤 洋	生 活 環 境 課 長	小 松 幸 一
健 康 推 進 課 長	鈴 木 令	子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 美 枝 子
商 工 課 長	佐 々 木 敏 春	観 光 課 長	佐 藤 均
教 育 委 員 会 総 務 課 長	齋 藤 義 行	学 校 教 育 課 長	高 野 浩
社 会 教 育 課 長	齋 藤 栄 八	消 防 本 部 消 防 次 長	伊 東 善 輝

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第2号

平成24年9月10日（月曜日）午前10時開議

第1 議案第73号の訂正

第2 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

---

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第73号の訂正の件を議題にします。

この議案第73号については、9月6日に会議規則第19条に基づき、皆様に配付した資料のとおり訂正請求書が提出されております。

議案第73号の訂正について説明を求めます。市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 事件の訂正についてでございます。

平成24年9月5日に提出いたしました議案第73号にかほ市住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例制定について、別紙事件の訂正請求書のとおり、字句の錯誤がありました。

内容は、10ページの1行目「空き地等」とあるのは誤りで、正しくは「空き家等」でございます。

深くお詫びして訂正をお願いするものでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第73号の訂正について、これを許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号の訂正については、許可することに決定しました。

日程第2、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので、注意してください。

順番に発言を許します。

初めに、9番小川正文議員の一般質問を許します。9番小川正文議員。

【9 番（小川正文君）登壇】

●9 番（小川正文君） おはようございます。

それでは、さきに提出をしておりました通告書に従いまして質問をさせていただきます。

最初は、消防関係についてであります。

8 月 15 日の広報の中にチラシが入っておりました。「にかほ消防本部 号外 119」であります。非常事態ということで、火災件数が昨年を総数を上回るという内容であり、火災に対して十分な注意を払い、油断なく防災に努めてくださいという号外であります。

今年に入って私の住む集落でも 2 件の住宅の火事がありました。近年、このようなことがなかったのです。七高神社の神事においても風に十分注意を払うというようなことは言われておりましたけれども、まさか 2 件も火災が起きるとは、住民も驚いている次第であります。この 2 件の火事につきましては、4 月が日曜日の午前 6 時半ごろで、春の掃除検査の時間でありました。7 月は午前 7 時ごろで、いずれも集落の人たち、あるいは隣の集落から駆けつけてくれた消防団初め常設消防の皆さんの素早い発見、対応、協力により、現在は今も煙を吸って入院中のおばあさんが一人おりますけれども、隣家に延焼することなく沈火に至っております。

質問に入ります。消防本部の火災に対する体制については、通報を受けた時点で、どのような形で出動していくのか、また、通報を受けてから、距離的な面もありますけれども現場に到着して消火活動をするまでのおおよその時間はどのくらいでありますか。各地区において違うと思えますけれども、10 分以内、20 分以内、30 分以内でも結構であります。

また、防火水槽、各集落にありますけれども、配置の基準のようなものがありますか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。今日からの一般質問、よろしく願いをいたします。

それでは、小川議員の御質問にお答えをいたします。

火災に対する体制等に関する質問でございますが、年明け以降の火災は、建物火災が 8 件、林野火災が 2 件、その他 1 件で、合わせて 11 件の火災が発生しております。これは昨年 1 年間の件数 6 件を上回っております、私も大変心配をしてきたところであります。

落雷等の防ぎようのない火災もありますが、注意することで防げる火災もありました。今年に入ってから火災は仏壇のろうそくによるもの、寝たばこによるもの、そしてたき火等が原因のものがございました。したがって、市民の皆さんに注意を呼びかけるために「号外 119」の配布となったものであります。

火災の予防については、日ごろの心がけや注意が最も効果があると言われておりますので、今後とも市民の皆さん一人一人の御理解と御協力をお願いしてまいりたいと思っております。

質問の細部については、消防長がお答えをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 消防長。

●消防長（柳橋稔君） おはようございます。それでは、ただいまの小川議員の御質問にお答えをいたします。

まず、火災に対する出動車両等についてであります。各事案に対応した出動車両となっておりますけれども、例えば一般的な建物火災でありますと、水槽付ポンプ車を含むポンプ車3台で対応しており、また、山林・原野火災といったものに対しては、水槽付ポンプ車、可搬ポンプを積載している山火事対応車、それから運搬車の3台で出動しております。そのほかに危険物のある工場すとか社会福祉施設、車両火災等に対する出動など詳細にわたって出動体制を決めております。

それから、消防団につきましては、火元の消防団及び周辺の消防団の出動区分が決まっておりますので、それに従って出動することとなります。

また、通信指令室では火災が入電いたしますと、指令台のほうから自動的に火災場所に関する一斉指令が発せられます。発せられる場所としては、非番職員、それから消防団の幹部、それから関係機関に送信されるということになります。さらに、職員、消防団幹部、これは部長以上になりますけれども、メールにて詳細な場所等を配信しております。

次に、通報から消火活動までに入るおおよその時間はどれくらいかということでございます。時間に関しては、道路状況、それから気象的なもの、気象状況、それから火災地点までのホースの延長状況等によって大きく変わってくるわけでありまして、一般的な状況下として説明してまいります。

例として小川議員が挙げております院内地区、釜ヶ台冬師地区、上浜地区とありますけれども、院内、釜ヶ台、小砂川としておおよその時間について説明いたします。まず、入電してから出動まで、おおよそ二、三分くらいかかります。これは通信勤務員が火災場所の確定、内容、状況、逃げおくれがあるのかなのか、そういう状況を聴取いたしますので、若干その時間がかかります。それから、庁舎から火災現場までの走行時間につきましては、院内については大体9分から10分くらい、それから釜ヶ台までは18分から大体20分くらい、それから小砂川まで大体15分から16分くらいとなっております。時間に関しましては、現庁舎に移動したときに全地区の消防団車庫を対象として距離と時間を測定しております。時間に関しては一般走行の時間でありまして、今お話したその院内、釜ヶ台、小砂川については、緊急走行という形で報告いたしております。

また、現場に到着しまして放水までの時間についてですけれども、水槽付ポンプ車であれば大体その1分前後、1分から2分ぐらいで送水可能でございます。ただ、その一般のポンプ車で、水利確認をして、そしてそのホース延長をしてということになりますので、そのホース延長する距離が長ければそれだけ長くかかりますし、一般の水槽車とは違って時間はかかるということでございます。

実際にその院内で発生しました2件の火災では、入電から送水まで大体12分から13分くらいかかっているという状況でございます。

次に、その防火水槽関係の配置についてでありますけれども、消防水利につきましては、防火水槽、消火栓、自然水利、それからプール、あるいは河川といったものがあるわけですが、消防法によります消防水利の基準に従って一応その設置はされておりますけれども、一部消火栓に関しては本管関係のその口径の部分がありますので、その告示に基づかないようなものも若干あるということでございます。しかしながら、私どもその実際に使用するに当たりまして不便を来すとか、

水圧が低いとか、そういうことはございませんので、こうしたものも全てその私どもの消防水利の中に入っているということでございます。

また、防火水槽につきましては、にかほ市全体で 301 あります。そして、地域ごとに設置されている数というものについては、若干このばらつきがございます。例えば平沢地区ですとか象潟地区の振興住宅地になりますと、開発行為等の関係で防火水槽ではなくて消火栓をつけると。消火栓をつけることは安上がりになりますので、消火栓をつけるというものが最近ほとんどでございますので、当然防火水槽の数は少ないです。

また、山間部の集落になりますと、逆に消火栓よりも防火水槽のほうが多いという傾向になっております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 小川正文議員。

●9 番（小川正文君） それで、今、火災の対応について伺いました。火災が続けて起きるといいますか、同時に起きるようなことも考えられるわけでありますので、その場合今の常設消防の体制でいきますと、何班ぐらいまで出動できる体制になっているわけですか、消防車も含めて。同時に火災が発生した場合、何班ぐらいで出動できる体制になっているわけですか、消防車も含めてですよ。

それからですよ、先ほど通報の話もありましたけれども、場所の特定であります。9 月 2 日の日の防火訓練のときは、金浦地区での訓練がありました。そのときにおいては、何の何番地まで通報が来たわけですか。そして、消防署のほうでも何の何番地まで正確に伝わって、訓練したわけでありますけれども、緊急の場合、果たしてこの正確な地番とかそういうものが正確に伝わるものなのかどうか、例えば院内小学校あたりが火事になりますと、院内小学校付近というような形で通報来ると思うんですよ。地番については、ほとんど分からないというような状況があると思います。そういうときに、通報が来た時点で出動するのか、それとも地番が確定するまで出動しないのか、その点について伺います。

それから、防火水槽の関係でありますけれども、今回、院内で火事がありました。当部落にはポンプ自動車は配備されておまして、2 本で家の両側に分かれて放水をしたわけでありまして。これは私の見ただけでありますけれども、もう 5 分ぐらいおくれていれば、当部落は道が 1 本であり、隣家の距離の狭いところでありましたので、延焼していた可能性が非常に多いわけでありました。何とか食い止めたわけでありましてけれども、貯水槽の水が足りなくなったというような状況に陥ったわけでありまして。幸いにしてそのときに、先ほど 12 分ですか、13 分以内で院内まで来るというような話がありましたけれども、常設消防の隊員の皆さんが駆けつけてくださりまして、他の水槽から補給をしてもらったわけでありまして。が、現在の水槽の状況を見ますと、一定の水位に下がりますと補給するような体制になっております。自動的に給水するような形であります。給水する量、あるいは出る水の量が少ないのではないかという声がありました。緊急の場合、先ほど消火栓の話もありましたけれども、この防火水槽の補給の量というのは、これは何か基準みたいなものがあるわけですか。その点について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 消防長。

●消防長（柳橋稔君） 一つ目のその質問内容ちょっと私理解できなかったのので、まず二つ目のその場所の特定ということからちょっとお話いたします。

場所の特定、地番等分からない場合、例えば携帯電話等でうちのほうに119番通報しますと、当然その地番も分かりません。大体の周辺の建物、あるいは地元の間であれば場所を大体その、グラウンドのあるところだとか学校の近くだとか、そういうことが分かるわけですが、全くその地元になじみのない旅行者から来る場合もございます。そうした場合には、一応その付近にある電柱のナンバーですとか、それから近辺の建物、大きな建物はあるかとか、そういうことを確認しまして、すぐ出動することになるわけでございます。地元の人であれば大体の場所を特定できますので、その特定できた時点ですぐ出動するということとなります。

それから、防火水槽の件でございますけれども、防火水槽についての給水能力自体は、そんなに出る量に対する給水ということにはちょっと不可能でございますので、実際に私どもが防火水槽を使用するという事になった場合に、その防火水槽に対して後続部隊、あるいは消防団等と協力してその防火水槽に給水に当たるという形のものをとっておりますので、ちょっと時間的に若干そのおくれるかもしれませんが、給水は近辺に自然水利、その他消火栓等があれば給水するような状況で現在行っておりますので、それについては大きな心配は今のところしておりません。

それから、一つ目の質問、もう一度お願いできますか。

●議長（佐藤文昭君） 小川正文議員。

●9番（小川正文君） 火災がですよ、全て同じ時期、2件ぐらい起きますと、出動体制がとられると思います。消防では今のところ何班ぐらいまで対応できるのかと。

●議長（佐藤文昭君） 消防長。

●消防長（柳橋稔君） 現在の体制からして、ポンプ車両が基本的に3台でございますので、一つの火災に対してポンプ車両が全部出払います。また、連続にその火災があった場合には、消防団のほうに全部連絡は行き渡っておりますので、こういうところで火災がありましたので出動をお願いしますという形で消防団のほうに連絡がいくこととなります。それから、消防本部のほうでは、1回目のその火災に3台出動しているわけですが、状況によってはそこからすぐにもう1件の火災のほうに移動するという形をとれますので、一応ホース、そういう一番重要なものなんですけれども、ホースについては在庫、大体全車両2回から3回分ぐらいの在庫がありますので、すぐそのホースを入れ替えて現場に向かえるという状況になっております。

●議長（佐藤文昭君） 小川正文議員。

●9番（小川正文君） それでは、次の質問であります。

次の質問は、住宅用火災警報器については、「号外 119」で普及率は全国が77%、秋田県が75%、にかほ市が77%となっておりますけれども、この警報器の調査はどのような形で行われているのか。というのは、各家庭によりますと、警報器に取りつけてくださいというような消防団関係の方が来たということでもありますけれども、取りつけた後には取りつけた状況を確認しないということでありましたのでお聞きします。

また、2基警報器を取りつけている家庭はどのくらいか、それから、家庭用消火器の普及状況に

ついてはどのような状況ですか。

もう一つは、小規模介護施設の関係でありますけれども、火災で最も死傷者が出る割合が多いものとして住宅火災が挙げられております。死亡者の6割の方が65歳以上の高齢者となっているようでありまして。平成18年11月8日、長崎県の大村市にある認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」で火災があり、死者7名の犠牲者が出ております。それを機会にして消防法の改正がなされました。小規模介護施設では、6項目にわたって設置基準等の強化がされていますけれども、市内にも現在、小規模の介護施設、福祉施設が増えてはいますが、その指導等について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 消防長。—— 暫時休憩します。

午前10時23分 休 憩

---

午前10時23分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 再開します。

答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） ②の質問については、消防長にお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、消防長。

●消防長（柳橋稔君） それでは、住宅用火災警報器並びに小規模介護施設についての御質問であります。

初めに、住宅用火災警報器の調査方法ということでございます。また、家庭用消火器の普及状況についてと。現在、予防課では5月と11月の年2回にわたりまして、郵送によりアンケート調査を実施しております。今年5月に実施しましたアンケート調査で77%の設置率となっておりますのでございます。

なお、2基取り付けの調査等については、実施しておりません。あくまでも条例に沿って設置されているか、あるいは一部設置になっているかという調査でございます。条例に沿った設置率については59%、また、一部設置については18%でございます。

次に、家庭用消火器についてですけれども、一般家庭に消火器の設置義務はございませんけれども、有事の際の初期消火に絶大な強力な威力を発揮するものでありますので、これまで市内の事業所、あるいは社会福祉施設、学校、地区の防災会等に出向いて、消火器の使用訓練を通して消火器の必要性も訴えてはおります。普及状況については、単独での調査は行ってないのですけれども、学校の生徒さん方に設置の状況について確認したところ、7割ぐらいの生徒さんが設置しているという答えを出しております。

消火器の設置についても、今後とも継続して設置指導してまいりたいと思っております。

次に、小規模介護施設に対するその防火指導についてでありますけれども、現在にかほ市にはグ

グループホーム等の小規模な社会福祉施設が10施設ぐらいあるのですけれども、特にその防火指導の必要な施設、これがグループホーム、ショートステイといったものなのですけれども、これは八つあるのですけれども、火災等に対する指導については、1年に1度、立入検査を実施しております。その中でその防火管理、あるいは消防施設の状況、不備があるかないか、こういうものを確認しております。また、消防施設に不備があった場合は、確実にその是正をするようにという形で、後日指導にまいっております。

また、消防法によりまして年2回以上の避難訓練等の義務づけがありますので、その訓練に出向しまして、防火安全対策等の指導をしているものでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 小川正文議員。

●9番（小川正文君） 火災警報器と家庭用消火器の関係でありますけれども、先ほど消防長が言われたとおり、火災警報器は義務づけられているということでありまして、消火器は義務づけられていないということでありまして。どちらも70%を超えるということでありまして、私はやはり初期消火、これを必ず——セットです、やはり家庭、あるいはそういう指導すべきだと思うのです。というのは、やはり老人の家庭も増えておりますし、そういう指導をやることによって未然に火災は防げるのではないかとというようなことを思いますので、これについてはそのように指導して下さるようお願いしたいと思います。

それから、9月2日に防火訓練がありましたけれども、その中では消火器で火を消す訓練がありました。家庭用消火器については、普通あると思っておりますけれども、普及状況が義務づけられていないということでありまして、公営住宅で訓練がありましたので、公営住宅においては市のほうで消火器を義務づけられているのかどうか、その点について伺いたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 消防長。

●消防長（柳橋稔君） 消火器に関しまして、住宅用火災警報器のアンケート調査に含めまして消火器のアンケートも一緒に取りたいというふうに思います。

また、共同住宅関係ですね、市の共同住宅関係についての消火器の設置については、すべて設置されているものと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 私のほうからお答えします。

市営住宅につきましては共有部分、例えば廊下とか階段とか、その部分については消火器を置くようにということで我々も設置しています。ただ、個々の住宅、住居につきましては、法的にはなくてもいいということで指導をしています。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 小川正文議員。

●9番（小川正文君） 次の質問に入ります。火災については予防を促すということが大変大事であると思います。ところが、最近の防火週間を見ましても、生活環境の変化からか当集落においてもサイレンを鳴らさないというような体制になってきております。夜の8時ころ、巡回をしているようでありまして、この予防というのが最も重要なことだと思いますので、火災に対して消防署、消防団、女性消防団の啓発活動は、どのような形で行われているのか、また、女性消防団の

年間の活動について ―― 資料を今配られましたけれども ―― 伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 3番の質問に対しても、同じく消防長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 消防長。

●消防長（柳橋稔君） 消防署、消防団、女性消防団の啓発活動についてでございます。

火災予防の啓発活動につきましては、春・秋の火災予防週間というものがございます。この中で街頭宣伝等を通じて広報活動を中心に行っております。そのほかに消防署では、小学生の庁舎見学、あるいは中学生の職場体験等ありますので、その際に火災や災害に対する備え、あるいは消火器の使用方法等の指導、また、各事業所ですとか、あるいは社会福祉施設、学校等につきましては、消火訓練、あるいは避難訓練等に出向しての防火指導を行っております。

また、各自治会につきましては、自治会の方々に消防署に防災関係の講習会をしてくださいというところで依頼をしているわけです。担当職員がその防災に関する講習を自治会等に出向して現在も行っているところでございます。

また、消防団につきましては、地域防災の中心的な存在でもあるわけでございます。定期的に管内の警らの実施やかまど検査、あるいはその住宅用火災警報器の普及啓発等の、地域に密着した予防・啓発活動を行っているというふうに考えております。

次に、女性消防団についてでありますけれども、平成19年9月のスタート時に9名ということでございました。現在17名となっております。主な活動としては、単身老人の査察、それから幼児防火教室、地震津波防災教室といったものがございます。幼児防火教室につきましては、幼稚園児・保育園児を対象として、低年齢層から覚え行動できる火災対応力を目標としております。また、その地震津波防災教室につきましては、小学生を対象として東日本大震災等を教訓に、自分の身は自分で守るんだというその自助の大切さ、それから地震に遭ったときはどのような行動をすればよいかなどを、紙しばいを使いまして現在伝えております。別紙に年間の主な活動状況につきましてということで皆さんのお手元に配付しております。また、「広報紙さくら」を発行して活動内容等を市民の皆さんに報告しております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 小川正文議員。

●9番（小川正文君） それで、この「号外 119」の発行でありますけれども、4月に続けて3件の火災があった時点ですよ、こういうような号外を出すべきだったのではないかと、そういうふうに思うわけでありまして。8月まではちょっと長すぎたというような感じがするわけですが、その点について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 消防長。

●消防長（柳橋稔君） 4月に3件の火災がございました。それで、市の広報のほうに、5月1日付の広報ですけれども、そちらのほうにスペース的に多く広く取れませんでしたけれども、火災注意喚起のお願いということで市の広報には掲載しております。その際に、今回のような「号外 119」のようなものを出しておればよかったのですが、これはちょっとおくれってしまったなという

感じがいたしますので、今後注意してまいりたいというふうに思っております。

●議長（佐藤文昭君） 小川正文議員。

●9 番（小川正文君） 次の質問でありますけれども、今回の当集落の火災については、大きな火災に至らなかったのですが、もしも平日の昼ごろの時間ですと、消防団員はほとんど勤めている状況でありますし、また、OBの方もいますけれども、ポンプを動かして常設消防が来るまで初期消火ができるのか不安を感じています。行政として自主防災組織への働きかけについてと、昨年度は自主防災組織の防災訓練の実施はどのくらいなのか、また、私設消防団につきましては、現在どのような活動を行っているのか、設備等についても伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） ④番の質問については、担当の部長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 自主防災組織への働きかけと防災訓練の実施状況、そして私設消防団の活動内容と設備についてということでお答えいたします。

初めに、自主防災組織への働きかけについてでございますが、火災が発生した場合、まずは 119 番通報をしていただくことをお願いしております。通報がおくれますと被害の拡大にもつながりますので、第一には 119 番通報が基本ということで働きかけしております。その後に消火栓や消防団のポンプでの初期消火をできる範囲で行っていただくこととなりますが、ポンプを操作できるか不安だということにつきましては、地元の消防団の指導のもとに訓練を行うことに尽きるのかと思います。ただ、院内集落におかれましては、ポンプ自動車でございますので、自動車の運転から操作、放水までとなりますと、経験者の消防団OBでも不安だと思われれます。決して無理をせず、できる範囲の初期消火活動に努めていただきたいと思いますと考えております。

次に、自主防災組織の防災訓練の実施状況でございますが、平成 23 年度の実績では市内 93 組織のうち 68 組織が訓練を実施しております。訓練の実施率としては 73.1%となっております。

私設消防団の活動状況と設備についてでございますが、私設消防団は自主防災組織の消火班という位置づけになっておりますので、自主防災組織の活動に含まれております。

また、設備につきましては、可搬ポンプを設置している私設消防団と自主防災組織が合わせて 20 組織ございまして、ポンプの能力は少し劣るわけでございますが、初期消火には十分であると思っております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 小川正文議員。

●9 番（小川正文君） 各組織、各自治体といいますか、各自治会、自主防災組織、組織づくりはなされているようであります。院内でも組織づくりはやりましたけれども、いざというときにどうするかということになりますと非常に不安なわけであります。特に消防の機器を取り扱うことができるかできないのか、その点についてですよ聞くとところによりますと、消防団以外ではそういう機器が使われないというようなこともあります。そういうことをなくしてですよ、私としては、先ほど部長が言いましたけれども地元の消防団と連携してポンプの操作の仕方、または消火機器類など

の取り扱いをですよ、かま検査みたいなものでやるような制度を確立してもらいたいと、そういうことをお願いしたいと思いますし、そうすることによって住民の不安も消えるのではないかと思います。今回、火事がありましたけれども、そういう声が非常に多いと。やはりそれだけ高齢化も迎えておりますし、限界集落ということもありますので、火災に対する思いというのは非常に多いと思います。

また、高齢者になりますと、火事で焼け出されますと、果たして再建できるのかというようなこともありますので、その点について再度伺います。

それからもう一つ、私設消防団の人員の確保、これは定数というものがあるんですか。それから補償等の関係も、普通の消防団と同じであるのですか、その点について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、1点目のことにつきまして、ポンプ自動車の操作がその自主防災組織でできるのかどうかということにつきましては、これから今、消防長からお答えいたします。

おっしゃるとおり日常の消防団との連携が、やはり重要だと思いますので、そのような指導を行っていきたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、消防長。

●消防長（柳橋稔君） 消防団以外の方が消防車両でございますけれども、それを操作するということは、基本的にはだめでございます。現場で操作をするということにはだめでございます。幾らその自主防災の方が消防団員として活動していたとしても、だめでございます。

それから、補償の話もちょっとございましたけれども、消防団に関しましては当然法律的に補償があるわけですが、自主防災会の方々にはございません。自分たちで保険を掛けるような形のものの中にはあるようでございます。

●議長（佐藤文昭君） 小川正文議員。

●9番（小川正文君） まだありますけれども、時間がありませんので次の質問に移ります。

次に、防災無線についてであります。にかほ市でも——正確に言えば「防災行政無線」のようでありますけれども、今回「防災無線」でいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

——防災無線の運用が始まっております。地震・津波などで災害情報を市民の皆様に一斉伝達する情報の手段として大変重要な役割を担っており、市内に野外子局が118カ所に設置され、平日の日中は市役所から、夜間及び土日・祝祭日は消防本部から放送ができ、また、停電時でも非常用発電機等で放送できるようなシステムになっております。また、4月からは防災課を独立させて災害に強いまちづくりを推進しております。大いに評価をするところであります。

そこで質問でありますけれども、現在、定時放送で朝・昼・夕方と音楽が流れております。もう既に確認済みのことと思っておりますけれども、この防災無線の聞き取りづらさ、あるいは聞こえない等の難聴地区対策は十分なのですか。また、「号外 119」の中にあつたのですが、風水害から身を守るためにはということで人的被害の発生を未然に防ぐために、災害の発生が予想される地域の皆様に避難勧告、避難指示を行うとなっております。この避難勧告、避難指示の伝達方法については、ど

のような仕組みになっているのか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、防災無線についてお答えをいたします。

聞きづらい、聞こえない等の難聴地域は、現在どのような状況かということでございますが、これについては昨年の12月の定例会で伊藤知議員にお答えをしておりますけれども、家屋の機密性の向上、あるいは雨・風などの気象条件、いろんな条件が重なると、どういう形であっても100%聞こえるという形にはならないのだろうと思います。そこで、今までもお願いしてまいりましたが、放送があった際には、窓を開けるとか、あるいは外に出ただいて積極的にその放送の内容を聞き取りしていただきたいということをこれまでもお願いしてまいりました。

また、放送が聞き取りにくい場合の対策として、小川議員も登録されていると思いますけれども、防災安心メールとテレホンサービスにより、防災無線と同じ内容をこのサービスで確認することができます。ですから、今後もですねこの防災安心メールの登録を推進していきたい、そのように考えております。

それからあわせて、今年度中にはアンケート調査を実施し、あるいは音達業務委託を行いながら、ここの部分についてはやはりスピーカーを足したほうが良いというようなものを調査しながら、そうした場合においては増設などをしてまいりたい、そのように検討を進めてまいりたいと考えております。

①の詳細については、—— 担当部長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 避難勧告、それから避難指示の伝達方法についてでございます。市では災害発生時における人的被害の発生を未然に防ぐため、災害の発生が予測される地域の皆さんに避難勧告、あるいは避難指示を行います。

市民への伝達方法としては、まず防災無線で放送いたします。同時に、広報車による広報を行います。並行いたしまして電話等で各自治会長及び民生児童委員の方々へ連絡して、地域に周知を図る体制をとっております。

また、防災安心メールを登録されている方々につきましては、防災無線と同じ内容で災害情報が配信されます。

それから、7月1日からはエリアメールということで、地域内、にかほ市内にいる方々に対しては、これも機種が限られるということですが、緊急災害情報として電話会社を問わず一斉に配信される体制もとられております。

それから、先ほど市長のほうからもありましたが、防災無線で何か鳴っているなと感じましたら、防災無線と同じ放送の内容を聞くことができるテレホンサービスがございます。これにつきましては、電話番号が広報にも前に出ておりますが「0184-62-9988」ということで、自動音声で放送内容を確認することができますので、ひとつその辺のところも活用していただきたいと思っております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 小川正文議員。

●9番（小川正文君） この電達方法については分かりました。

それで、去年の3月議会でしたか、通信機が使えなくなった場合、アナログの通信機の導入についても検討したいというような話があったと思います。公共の通信網が使われなくなった場合には、そのほうが効力があり、導入したいということでありましたけれども、現在どのような状況になっているのか伺います。

また、このテレホンサービス、出ましたけれども、これ緊急時、通信が使えない場合でもその電話番号に電話すると確認できるようになっているものですか。普通、災害など、大災害など起きますと、通信が使えないというような状況の中でも、いつでもそこに電話すると同じような情報を得られる状況になっているのかどうか、そのあたり確認したいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 一つ目のアナログ関係、通信関係と申しますか、御質問ありましたけれども、今年度から各自治会の集会所120カ所ぐらいですが、5年間かけてアナログ回線の電話機を設置できるようNTTから進めていただいております。これにつきましては、ふだんは使えませんが、災害時にその電話機を会長さんが一旦保管しておいて、有事の際に会館に持って行ってつなげば、いつでも通信できるというそういう設備を今5年間かけてやるということで進めております。

あとそれから、テレホンサービスにつきましては、防災無線が放送される段階では、まだ電話が混線するというような状況にないと思いますので、その時点では大丈夫だわけですけれども、その後は混線すると使えなくなる恐れはあると思います。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 小川正文議員。

●9番（小川正文君） 次の質問であります。防災安心メールについてでありますけれども、先ほどから市長も担当の部長も防災安心メールについて答えているわけでありますけれども、現在この登録数はどのくらいなのか。また、先ほどのお話にもあったようでありますけれども、最低、各自主防災組織の会長、副会長、あるいは消防団の部長、副部長の方々には入ってもらっているのかどうか、その点について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） ②番の御質問についても担当部長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 防災安心メールの現在の登録者数でございますが、9月1日現在の登録者数で2,036人ということになっております。

また、お尋ねの自治会長さん、あるいは消防関係の方々はどうなのかということでございますが、そこまではつかみ取ることはちょっとできないのですが、いずれ機会を得てそういうの方々には、ぜひお願いしたいということをお願いしてきているところでございます。詳細についてはちょっと分かりません。

●議長（佐藤文昭君） 小川正文議員。

●9番（小川正文君） 最低ですよ、やはり自主防災組織の会長、副会長、あるいはそういう人たちには入ってもらって、一斉に同じような情報を得るということが、防災無線だけではないと思いますので、そういうことを積極的に進めていってもらいたいと思います。

次に、防災無線の活用についてであります。

防災無線は現在、定時放送と緊急放送があります。現在は定時で流れる音楽だけの放送であります。以前に一度、私は聞いておりませんでしたけれども、近所の人たちがクマの目撃情報の放送があったと聞いております。ほかの市町村では防災無線を有効的に活用しているところもあります。法令的な面もあると思いますけれども、にかほ市でも多方面でもっと活用できないものか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） ③番の防災無線の活用についても、同じく担当の部長から答えさせます。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 防災無線の活用についてでございますが、まず初めに防災無線のこれまでの主な放送内容をお答えいたします。

今年度に入りましては、4月3日の爆弾低気圧に伴う避難準備情報と停電情報、それから市の防災訓練に関する放送、それから県民防災の日、津波防災の日、あるいは3月11日の東日本大震災の防災啓発のサイレン等、それから火災情報、それからクマの目撃情報、それから年4回の交通安全運動、それから終戦記念日等の黙祷サイレンなどでございます。

防災無線につきましては、災害発生時の緊急情報に加えまして、市民の生命、財産などに危険が及ぶと思われる事案、あるいは必要と思われる啓発などについて放送しているところでございます。多方面で活用できないかということでございますが、防災無線を多用することで、それに慣れてしまうということも本来の緊急時に積極的に聞かない、あるいは聞き流してしまうと、そういうことも懸念されます。いわゆるオオカミ少年ということになりかねないということが指摘もされているところでございます。また、生活スタイルの多様化から緊急情報以外の情報をすると、うるさいとの苦情も寄せられます。防災無線は、地震・津波などの災害情報を市民の皆様へ一斉に広範囲に、また、場合によっては区域を区切って伝達できる効果的な情報手段でございますので、災害時の伝達の有効性が失われないようにすることが重要と考えておりますので、今後とも市民の皆様の御理解をいただきながら、慎重かつ適切な運用を行っていきたいと考えてございます。

●議長（佐藤文昭君） 小川正文議員。

●9番（小川正文君） 今回の防災訓練、9月2日にありましたけれども、このにかほ市のかほ市防災行政用無線局管理運用規程ですか、の中に統括管理者は非常災害発生時に備え、通信機能の確保及び通信運用の習熟を図るため毎年1回以上通信訓練を行うということになっております。この通信統制訓練というのは、今回やったように思います。それから、住民への警報及び通信伝達訓練、これも行われたと思いますけれども、もう一つ、孤立町内からの情報収集及び伝達訓練というのが1年1回以上行うということになっておりますので、その訓練については今回行われなかったよう

に思うんですけども、その点について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 最後のほうの情報収集等の関係、ちょっとこれにつきましては防災訓練の当日でございますが、職員から出向いてきてもらって、それで周知時の警報と同時に各自治会のほうに回っていただいております。それで情報収集して、こちらの本部のほうに連絡すると。例えば今回の場合は避難訓練でございますので、避難者が何人いるとか、そういう状況報告を、そういう訓練をしております。

あとそれから、最初の統括関係の防災無線機器等の関係でございますが、これにつきましては職員を集めて年1回は機器の操作訓練と申しますか、そういう関係ではやっております。

あともう一つちょっと忘れまして。申し訳ありません。

●議長（佐藤文昭君） 小川正文議員。

●9番（小川正文君） 孤立町内からの情報収集及び伝達訓練というのがあるんです。1年1回以上行うということになっておりますので、その訓練は今回行われたのかどうかということです。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 地域の会長さん方からの直接の情報伝達という形ではございませんが、先ほど申しましたように職員が直接地域に出向いて、そこからいろいろな情報を得てこちらのほうに報告するという、そういう訓練は行いました。

●議長（佐藤文昭君） 小川正文議員。

【9番（小川正文君）「これで終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤文昭君） これで9番小川正文議員の一般質問を終わります。

所用のため11時10分まで休憩といたします。

午前11時02分 休 憩

---

午前11時10分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番竹内賢議員の一般質問を許します。竹内賢議員。

【14番（竹内賢君）登壇】

●14番（竹内賢君） 私は2点にわたって質問を通告しておりますので、よろしく申し上げます。

最初に、市長と教育長にお伺いしますが、情報公開条例の公開度と市民参加のまちづくりのためにとという項目でお願いします。

先般、全国市民オンブズマン連絡会議が実施した2011年度「全国情報公開度調査」の結果が発表されております。にかほ市は、2010年度は県内13市で17点の13位でしたが、今回は質問項目が変わっていますけれども、80点満点に対して50点、そのうちマイナスの30点のうち22点が議会関係となっておりますが、秋田県平均44.5点を上回り、秋田市に次いで第2位と健闘していることで

あります。この点については評価をしたいと思います。

しかし、中で当市が名指しで批判されている事項があります。コピー代についてであります。条例第15条の別表について、開示を受ける者が市内に住所を有する者等、そのほか例えば事業所が市内にあってそれに勤務する者、あるいは事業所を他の市の者、人が持っているもの、そういうもの、あるいは市内にある学校に存する者というようなものがありますけれども、そのほかいわゆる当市の住民以外に情報公開を拒否していることではないかと、こういうふうにして評されております。

にかほ市の情報公開制度の運用状況が載っていますので、これを見ますと、平成22年度は13件が申請されまして全部開示が11件、部分開示が1件、不可示が1件となって、開示率が92.3%となっております。平成23年度は11件が申請されまして、全部開示が11件で100%の開示率となっております。

今年度の第2回の定例会で、この情報公開条例について改正がされています。その内容は、出資している法人や市の公施設の指定管理者の管理業務の情報の公開について努力するというふうにして改正されて、私は一歩前進したと評価をするものであります。

情報公開条例第1条でいう「公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする」という精神を生かした情報公開条例にするため、議会も含めてさらに努力をしていかなければならないと考えます。そこで最初に、情報公開についての市長の基本的なお考えを伺いたいと思います。その後、4点にわたって質問項目がありますので、その後一つ一つ伺っていくことにしたいと思います。よろしくをお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、竹内議員の御質問にお答えをいたします。

情報公開について私の基本的な考え方でありまして、市が保有する情報は、市政の主権者である市民と市との共有財産であります。情報を公開することは、行政に求められている公正の確保、透明性の向上、そして説明責任の観点からも大変重要なことであると考えております。同時に、情報の公開を求める市民の権利は、市政への参加手段として最大限保障されなければならないと考えます。市民にとって必要な行政情報は、本来、請求を待って特定の人だけに公開するのではなく、可能な限り積極的に、かつ市民に公平に公開することが望ましいものでありますので、市は情報が分かりやすい形で公表、提供するように、これからも努めていかなければならないと考えております。

また、自治基本条例においても市民がまちづくりに参加するために必要な行政情報については、積極的に提供し、情報を共有するとしております。住民参加による公正で透明性の高い行政運営が、これまで以上に求められている中で、情報公開は今後ますます重要な役割となってくるものと、そのように考えております。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 今の市長の答弁で私も、これからますます必要なものになってくるだろうし、市民もどうやはりそれを積極的に活用していくか、そういう市政が必要だということで同感であります。以下、伺います。

一つ目は、条例第 18 条で審査会の設置があります。第 2 項で情報公開に関する制度の運営に関する重要な事項について審議するとあります。現在の審査委員の氏名ということで求めています、私が一般質問通告書を提出した後、事務報告書をいただきましたので、事務報告書を見ましたらそれに載っていましたが、今日もいただきましたが、これについては省きたいと思います。

ただ、在職年数についても平成 18 年度からというふうにしてなっていますので、最長の皆さんが最長だというふうにして、これについても省きたいと思います。

そこで、さらに情報公開度を高めるために情報公開の閲覧手数料やコピー代等含めて、条例全体について先進的な自治体を参考に検討し、諮問を行う考えはないか伺いたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 1 の質問については、担当部長にお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 情報公開度を高めるために条例について先進的な自治体を参考に検討して、審査会に諮問する考えはないかということでございます。

まず、手数料についてでございますが、現在は先ほどありましたように、市内の方々につきましては 1 枚当たり 20 円と、市外の方につきましては 1 枚当たり 200 円ということで、現在そのような条例になってございますが、先ほどのオンブズマンの調査では 21 円以上が 4 市のみということで、県内におきましても由利本荘市、あるいは大館市が昨年までは当市と同じ状況だったわけですが、1 枚 10 円というようなことで改定をしております。このような全国的な流れでもございますので、まず手数料につきましては、通常のコピー料金と同じ 1 枚 10 円に減額の改正を行いたいと考えております。

さらに、市民オンブズマン連絡会議が実施しましたアンケート調査結果の高得点でありました自治体の条例等を参考に比較を行いまして、改正を要する事項があれば、その条例の中身につきましても早急に検討してまいりたいと考えております。

そして、審議会への諮問ということでございますが、その改正内容の程度と申しますか、審査会への諮問が必要なのかどうかという場合も、この辺のところは判断しながら諮問するかどうかということで、内容によって判断したいと思いますので、御理解をお願いいたします。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14 番（竹内賢君） 今、手数料の関係では、コピー代の関係だけ今述べられています。10 円ということで。そうじゃなくて、閲覧手数料が情報 1 件について 200 円になっていますし、写しが伴う場合は情報 1 件について 100 円となっています。この点についてはいかがですか。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 閲覧手数料等につきましても、市内の方々は無料ということでございますので、市内と同等の扱いに改善したいと考えております。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14 番（竹内賢君） 分かりました。

二つ目に入ります。運用状況の概要を毎年度公表するというふうにして条例にはなっております。条例第23条です。施行規則第8条では、開示請求の状況、開示請求に対する決定状況等、広報に載せて行くとあります。しかしながら、私が広報を見た限りでは、なかなか見つけることができません。ホームページでは公表されています。

それからもう一つは、事務報告書でも報告することができないのかどうかについて伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 2の質問についても、同じく担当の部長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 情報公開の運用状況の概要の公表についてでございますが、これまでの各年度における公表につきましては、御指摘のとおり平成20年度から市のホームページでのみ、情報公開請求に対する開示の状況を公表していますが、それ以前の状況、18年度・19年度の状況も含めまして規則で定めるところの広報による公表がなされていなかったということでも反省してございます。今後、規則で定めるところの市の広報を活用した公表、それからホームページは引き続き——ホームページと市広報による公表を行っていきたいと考えております。

また、御提案の事務報告書の掲載につきましても、実施してまいります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 三つ目に入ります。今回の公開度調査で教育委員会の会議録の公開について取り上げられております。当市の条例では、公開の対象に教育委員会も実施機関に入っていますが、この点についてはいいのですが、教育委員会会議録は現在、ホームページに公開されていません。市民に開かれた教育と、あるいは市民も参加していく、地域住民も参加していくという形での教育委員会ということで、教育委員会会議録をホームページに公開するというお考えはないか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

●教育長（渡辺徹君） 竹内議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会の会議録をホームページで公開することについてどうかということであります。

春先の新聞にも公開についての全国調査状況が報道されております。平成22年の文部科学省の調査によりますと、全国1,784の教育委員会のうち詳細な議事録を公開しているのは471教育委員会で、26.4%ということであります。地教法——地方教育行政の組織及び運営に関する法律——これでは議事録の公開までは規定していませんが、文部科学省でも公開を求めています。これらのことから、にかほ市教育委員会としても、今後、ほかの教育委員会の例も参考に検討してまいります。

ただ、教育委員会の案件の中には、実はその個人情報等が含まれるものがいっぱいあるんですよ。したがって、守秘義務の点から考えると、公開に当たってはかなり制約されると、制限されるということになることは御承知おき願いたいと思います。

なお、秋田県内では、現在五つの教育委員会が議事録の公開をしている状況にあります。以上で

す。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 状態については私も承知しておりますし、個人情報に関係もかなり難しいところが出てくるだろうということも理解をします。ただ、そういうものに余り関係しない、例えば昨年から今年の春先にあった象潟前川2号線の関係とかというものについては、個人的な氏名とかそういうものは全然入っていないというふうには私は見えていますので、そういうものについては市民も大きな関心を持っていますから、そういうものは当然出していただいていた方がいいだろうと。

それからもう一つは、教育委員会のあり方そのものが今、全国的に話題になっていますし、問題が提起されています。そういう意味からいっても開かれた教育委員会という立場で、ぜひ前向きな検討をしていただきたいと。実施をしていく、秋田県内にもそういうふうにしてやっているところが5市町村あるというふうにして言われていますから、勉強していただいて前向きな検討をお願いすると。教育委員会のそういう姿勢をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、四つ目に入ります。先ほど市長の答弁の中で、私はやはり市民も積極的に市のあり方、あるいは市の行政について、あるいは自分たちの考え方を、どんどんやはり言っていくと。あるいは情報を求めていくという、そういう姿勢が必要だと思ひます。そういう意味から言うと、四つ目は情報公開制度の実効性を高めることと並行して、市民に開かれた行政を推進するためにも、市民も市政に参加できる機会がある場合は積極的に参加することが重要だと思ひます。その意味で、最近私も参加をしたり、あるいは見聞きをした内容で、ガス料金の改正についての説明会や投票所の設置の説明会、特に投票所の設置の説明会は私も出てみましたが、1人もおりませんでした。いわゆる参政権というのは、みずからが政治に参加するということですから、自分たちがどういう状況の中で選挙に参加をしていくかということが問われているところですので、あるいは議会報告会もありましたが、非常に参加が少ない状態でありました。そういう意味からいって、地域や市民と協働のまちづくりを進めるためにも情報の共有は最も大切なことと考へますが、私たち自身も行政も参加をしやすい方法をもっと工夫する必要があるのじゃないかということで今回問題を提起していますので、その点についての回答をお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 市民参加のまちづくりのために、参加しやすい方法や工夫をどのように考へているかという御質問でございます。

まちづくりの推進に当たりましては、協働と自立のまちの基本方針のもとに、市民参加による行政運営をまちづくりの重点目標として、市の前期・後期を通して基本計画に定めているところでございます。竹内議員がお話のように、協働のまちづくりを進める上で地域や市民との情報の共有は大切なことであります。その上で、さまざまな施策を講ずることを行政運営の基本的な考へ方、そのようにしているわけでありまして。

さて、参加しやすい方法や工夫についてでございますが、これは大変難しいです。なかなか難しい。以前、市内を小学校単位八つに分けて集落座談会、これ3年ほどやりました。しかし、市民の

皆さんがこの8地区で200人足らずしか来ないとか集まってくれないという状況にありました。加えて、年々減少している関係から、これは3年でやめました。やめて、3年前から年度の主要事業や市役所の業務一覧、問い合わせ先などを掲載した「市政特別号」を全戸配布しております。このことは、できるだけ多くの市民と行政情報を共有して、行政に対する理解と地域づくりに役立ててほしいという思いからの取り組みであります。

ただし、開かれた行政と協働のまちづくりを推進するために、自治会等の代表者とは、全体ですが、あるいは象潟地区とか上郷地区とか上浜地区とか平沢地区といろいろ分かれています。全体では春と秋の2回、代表者を集めまして施策の概要などを説明しながら意見交換を行っているところでございます。同時に、市が提供する情報については、地域の市民の皆さんにも提供していただきたいということもお願いしているところでございます。

ただ、今の状況ですが、地区や自治会、町内会からの要請を受けての開催となりますが、市民と直接対話ができる市政座談会を開催しております。大体、集落自治会では103ぐらいの自治会の中で20ヵ所ぐらい、これはほとんどが土日、あるいは場合によっては夜ということもありますが、私はできるだけこうした集落や自治会で開催する座談会には、時間をつけて必ず、できるだけ、100%はなかなかいかない場合もありますが、相当の頻度で出席して意見交換を行っております。

そのほかに市政座談会とは意味合いが違いますけれども、先般、二つの自治会主催の夏祭りに参加いたしました。炎天下の中ではありましたが、子供からお年寄りまで大勢の方々が参加されておりまして、膝を交じえながらいろいろな方と意見交換できたことは、非常に有意義な時間であったと思います。先般、はがきがきました。この前の市長のこういうところがよかったと、私もこういうことにみんなで取り組んでみようかなというふうなはがきをいただきましたので、大変私もうれしく思ったところでございます。したがって、こういうことを大切にしながら、これからも進んでいきたいと思っておりますけれども、どう自治会や地域で主催するような形をつくってもらってやはり参加者が多いんです、すごく。行政が主催すると、あるいは議会が主催すると、なかなか集まってこないけれども、集落や自治会が主催すると、やはり多くの人が集まってくれるんですね。ですから、このあたりは行政としても、これからの協働のまちづくりに向けて自治会、集落と連携したいと思っております。

いずれにしても、それぞれ市民や行政の立場や特性、こういうことを尊重して、市民がやるべきこと、行政がやるべきこと、そして両者が力を合わせてやること、こうしたことを役割分担しながら、これからも協働のまちづくりとして一層進めてまいりたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） やはり自分たちが主体になって、そして呼びかけをする場合は、それはやはり参加するだろうと。ここがやはり一番必要なような感じがします。

ただ1点だけ、私、行政当局に申し上げたいのは、何かアライバイづくりのような、やらなければならないというような形でやるのじゃなくて、市民の皆さん、私たちはこういうふうにして今回は改正しますよ、というのは、選挙の投票所の配置の改正ですね。これについては参政権、いわゆる地域の皆さんが、市民の皆さんが政治に参加する機会が投票なんですよと。したがって、今、投票

所が少なくなる場合には、私たちはこういう考え方でやるのですと、皆さんからお考えを、というふうにして、市民の皆さんの立場に立った説明会をやると。そこがやはり基本だと思うんです。そうじゃなくて、行政の側だけの考え方でこういうふうにして改正するんだよというふうなものであれば、市民の皆さんからは、これはかなりそっぽ向く形になるんじゃないかと。したがって、今後以降、説明会、あるいは報告会をする場合は、市民の皆さんの立場に立ったそういう報告会、説明会になっていただきたいということを申し上げたいと思います。

次に移ります。たばこ対策についてであります。

政府は先ごろ、がん対策推進基本計画を閣議決定しました。中でも肺がんなどを予防するため、政府として初めて成人喫煙率の数値目標を決めたということであります。2010年度19.5%の喫煙率を2022年度までに12%に引き下げる。

御存じのように、喫煙は肺、喉、食道、膀胱がんなどのリスクを高めると言われているようです。喫煙者のうち、禁煙を希望する約4割の人が、全員がたばこをやめることを前提としたこの目標値だというふうにして言われております。

また、受動喫煙についてもたばこを吸わない人が月1回以上、受動喫煙にさらされる人の割合を2022年度までに、飲食店で15%、行政、あるいは医療機関では0パーセントにする。家庭での毎日受動喫煙する人の割合を10.7%から3%にする。2020年度までに受動喫煙のない職場を実現するようになっておるようであります。

私は昨年9月定例会で、がん対策推進について質問をしております。平成21年度のがん死亡の中で胃がんが1位ですが、胃がんと肺がんが1位をかえていることから、たばこ対策は大事なことという答弁をいただいていますし、広報、特定検診の事後指導で、個人面接しながらアドバイスをしているという答弁でありました。

策定されました健康にかほ21の中に、たばこ対策事業を考えていくという答弁から、健康にかほ21計画では、第1期計画の取り組み状況の中で、公共の場での禁煙・分煙について一定の評価をして、今後も継続する取り組みというふうにして言っております。

施策としては、健康意識の向上と実践の項で、生活習慣としての男性喫煙率32.3%、女性喫煙率1.2%、これを5年後の平成28年——2016年ですが——には20%と0%にする目標を掲げているようであります。さらに、禁煙活動の推進として、企業や公共施設との協働により、公共の場での禁煙、あるいは分煙を推進するとあります。禁煙したい人に対し、具体的な方法についての情報を提供し、サポートしますともあります。具体的に、次の点について伺います。

一つ目は、国や県が進めているたばこ喫煙率を少なくする政策は、命を基本にしていると考えます。よく禁煙の話をしますと、たばこ税について言われます。が、私は命のほうが大切だというふうにして考えます。市長は、がん対策を推進する上で、たばこ喫煙についてどのように考えているか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） たばこ対策についてでございます。がん対策を推進する上で喫煙について

どのように考えているかでございますけれども、喫煙は肺がんを初めとしてさまざまな病気にかかる確率が高くなると言われております。また、受動喫煙や医療費問題などを含めて、多くの疫学研究等で指摘されていることは承知をしております。

ただ、私もたばこを吸う一人として、竹内議員の質問には大変お答えにくいところがございます。ですが、市民の健康の維持増進を進めるためには、健康日本21や第2期健康にかほ21計画に基づきながら、あるいは市民の理解を得ながら禁煙対策などを進めていかなければならないと思っております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 市長がたばこを嗜好しているということは承知していますが、一つだけ市長にお聞きしますが、というのは、今の推進の計画の中では4割の人が禁煙をしたいという希望を持っているということ、それを一つのよりどころにした数値を立てていますので、市長はやめたいという、喫煙をやめたいという気持ちが起こったとき、あるいは実際に喫煙をやめて我慢したとき、そういうことはありませんでしたか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） それではお答えをいたします。

やめたいという気持ちは何回かありました。何回か。でも、土曜日の市民講座の先生もお話しておりましたけれども、なかなかその誘惑、このものに負けてしまうという現状で、ですけども自分の健康などを考えますと、やはりこれから少し控えるような、大分本数は少なくなりましたよ。1箱吸っていたものが、今は10本吸うか吸わないぐらい、今度5本にいつて0にしたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 今の願望を聞きまして、最後のほうの質問もありますので、そこに出番が市民福祉部長あたりから出てくるのじゃないかというふうにして思いますので、後ほど申し上げたいと思います。

いずれ吸っている人も吸わない人も、たばこについての害については、かなりやはり理解が進んでいると思うんです。そういうことで、ひとつ本気になった対策をこれから考えていただきたいということで二つ目に移りますが、にかほ市の公共施設の禁煙、あるいは分煙の実態はどのようになっているのか伺いたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 私も先ほど喫煙をしているという話をしておりましたが、自分なりにやはり受動喫煙ということを重く受けとめて、できるだけそうした形に配慮した喫煙を、これからももっともっとそういう配慮はしていかなければならないなというふうに思いますし、この2番の質問については、担当の部長がお答えをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、市の公共施設での禁煙、あるいは分煙の実態についてという

ことでございますが、公共施設ということではちょっとこう幅広く捉えたらいいのかということではちょっと悩みましたけれども、まず代表的なところで申し上げたいと思います。

各庁舎でございますが、現在、3 庁舎とも禁煙は行っておりませんが、分煙を行っております。具体的な分煙対策でございますが、象潟庁舎につきましては、地下1階の南側の屋外、それから最上階の屋内の2カ所を喫煙所としております。また、金浦庁舎でございますが、正面玄関脇の屋外、それから職員通用口の屋外、2階屋外の非常階段の踊り場の3カ所を喫煙所としております。また、仁賀保庁舎でございますが、1階の南側非常口付近の屋外の1カ所を喫煙所としております。いずれも受動喫煙を防ぐための対応ということで対策を講じているところでございます。

そのほかでございますが、象潟公会堂につきましては、現在、工事中ではございますが、入って左のホールを喫煙所ということでしてはございましたが、木造ということで消防からの防火面での指導もあります。そのようなことで、今回の改修を機にいたしまして、全面禁煙としたいと考えております。

また、スマイルにつきましては、平成20年から施設内の完全禁煙を実施しております。同時にレストラン内も禁煙としているところでございます。

エニワンにつきましては、和室とホールでのみ喫煙可能ということでございます。代表的なところでは以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 市役所の職員の皆さんも、たばこを吸われる方は厳しい状況だと思っておりますが、市役所の職員で常態として何というかどのくらいの割合ですか。例えば、これはかなり前の平成15年の秋田県の教育庁の調べで、平成5年から学校関係は全部全面禁煙に、敷地も含めてなっていますが、その調べの中では喫煙者、あるいは非喫煙者の数ということで、学校職員が5,546人のうち喫煙者数は男性が896人、女性が15人の16.6%というふうにして出ています。分煙を今やっているわけですので、市の職員の喫煙率というか、そういうものはお分かりですか。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） お尋ねの職員の喫煙率ということでございますが、その数として把握はしてございません。先ほどお話のありました16.4%にはほぼ近いぐらいの数字ではないかなと今考えているところでございますが、正確な数字はつかんでございません。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） いずれこれから進めるのであれば、そういうものも含めてですね対策を立てるとすれば、現状をきちんと把握をすると。そこから例えば今吸っているんだけどもやめたいという市長のような方もいらっしゃるから、職員の皆さんにも、どうやはり応援をしていくかということも考えていくことが大切だと思いますので、その点についてよろしく何というか検討をしていただきたいと。

三つ目ですが、全公立学校、先ほど申し上げましたが平成5年度から禁煙になっています。ただ、教育施設、体育館、あるいは公民館、野球場、あるいは野外の教育委員会所管の運動場等があるわけですが、こういうところはどうなっているのかと。私、ずっと気にかかっているのは、例えばス

ポーツ少年団の野球の大会とか、あるいはスポーツの大会とかある場合に、本部席とか審判席とか審判の控え室とか、そういうところでは、もうたばこは自由に吸っている状況が見受けられます。私は教育施設、学校が全部禁煙になっていますから、そういうことを考えれば、そういうスポーツ少年団とかそういう学校の体育大会とかそういうもの、郡市とかいう、何というか対抗試合とか、そういうこともやはりそういう施設の中では吸わないようにする、そういうことも必要だと思いますが、その点についてもあわせて伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

●教育長（渡辺徹君） 教育施設での禁煙状況についてであります。これについては次長が答えいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 学校以外の屋内・屋外の教育施設はどうなっているかということでございますけれども、まず体育館、公民館等屋内施設については、一般利用者に対する配慮として全館禁煙としております。しかしながら、講演会、講習会、各種スポーツ大会、そういうものは集団で利用することもありますので、喫煙所の要望もあることから、特定利用者に配慮するため、施設外の利用者から見えにくい、例えば玄関の脇の離れたところの軒下とか、あと玄関裏などに喫煙所を設置し、運営に努めているのが現状です。

それから、また、野球場、サッカー場、テニスコートなど屋外設置の施設についてですけれども、グラウンド内のプレーエリアについては禁煙としていますが、吸い殻のポイ捨て等対策もありますので、応援席など吸い殻入れ等を準備しているのが現状です。愛煙家は個々に携帯用吸い殻入れを持参しているのも事実です。以前から受動喫煙が社会問題化されておりますが、他人に害を与えない範囲でまず対応をしていくとともに、各代表にまずこの辺の周知徹底をもう一回図りたいと思います。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 私が求めるのは、少なくとも教育関係の子供たちが活動をする、何というか競技大会とか、あるいは対抗試合とか、そういうものを主催して、そしてそれに大人が参加をするわけですね。審判とか、あるいは運営とか。そういうときに大人の皆さんに話をし、子供たちが利用するので、学校と同じような形で禁煙に御協力をお願いしたいというような形で将来——将来といえこれからもっていくことが大切じゃないかというふうにして思いますが、その点について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 教育次長。

●教育次長（武藤一男君） まずそのとおりでございます。特に各種団体の代表者、それから父兄の方々にも、その辺は協力してもらおうよう徹底したいと思います。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） もう一つは、私もちっちゃいときにおやじのキセルでぷかぷかと高等学校のときに吸った記憶があります。これはすぐやめました。—— ということで、小・中学校でのたば

こ喫煙の害について、どういう教育が現在されていますか、この点について簡単でよろしいですから、こういうふうにしてやっていますということを伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

●教育長（渡辺徹君） 小・中学校でのたばこ喫煙の害についてどんな教育がなされているかというところであります。

これはもちろん、その未成年の喫煙については法律で禁止されていますので、これはもちろん吸ったらだめだよと、しかも、それから心身の健康への影響が成人よりも格段に大きいことから、そういうのは科学的見地からもはっきりしていますので、そういうことを踏まえた指導をしているということでもあります。

小・中学生の時期の喫煙防止に関する指導は、今のように法律に抵触するという観点での指導は言うまでもないのですが、さらに健康の保持・増進の観点からも指導しております。喫煙と健康のかかわりについては、早い時期から認識して、喫煙に関する正しい知識をもとに、みずからの判断で適切な健康管理ができるよう、小学校段階からの指導が極めて重要であります。小学校の保健体育の授業においては、6年生の病気の予防の学習で健康な肺と汚れた肺、脳の血液の流れの写真や喫煙とがんに関するグラフ資料等を提示して喫煙の害について学んでおります。

また、受動喫煙による危険性についても触れております。中学校の保健体育の学習では、小学校の学習を踏まえて、さらに詳しいデータや資料をもとに喫煙の害と健康について学習し、さらに喫煙の心理的・社会的な要因、自分を大切にす気持と断る勇氣などの適切な対処法も学んでいるところであります。

いずれ、小・中学校においては、児童・生徒の発達段階に応じた内容で、重点化を図りながら学習していると、そういう状況であります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） いずれ高校生になったり、見ますと、たまにですけれどもぶかぶかとやっている少年というかが見受けられますので、小学校、中学校での教育の大切さというのは、ひとつ必要だというふうに――。

そこで、次に、受動喫煙について、受動喫煙を防ぐために飲食店などの理解と実効性のある協力を得ることが大切だと思います。市内の状況把握、あるいは具体策についてお考えがありますか、伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 5番の質問についても、担当の部長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 健康推進課長。

●健康推進課長（鈴木令君） 平成22年度県が行った事業所等における受動喫煙防止に関する調査では、県内の飲食店61件と少ない状況ではありましたが、そのアンケートの結果、特に対策を行っていないというのが50%余りであります。そこで、市内の状況につきまして市内の商工会に

問い合わせたところ、市内飲食店でのその分煙・喫煙に対しての実態調査は今までになされていないようで、実際に対策を行っているところはないのではないかと回答がありました。

総合福祉交流センター「スマイル」でもレストラン内を禁煙としておりますけども、レストラン内での利用に対しては、時代の流れとお客様にも理解いただいておりますが、飲酒を伴う集会につきましては、喫煙ができないという理由で利用を敬遠する会社や団体がありまして、確かではありませんけども、経営に影響が出ております。一般の事業者におきましても分煙・禁煙することで経営に影響が及んだり、また、施設を改修するという費用の負担も考えると、なかなか分かっているけども実行できない状況と思われまます。

今後につきましては、県や保健所の指導を受けながら、商工会等と協議をしながら受動喫煙の知識の普及に努めてまいりたいと思っております。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 今の答弁という、少し消極的かなというふうにして思います。要は、たばこを吸わない人、喫煙をしない人をどうやはり守っていくかという、そういうことが全面に立ってのたばこの何というか受動喫煙を防ぐ方法というふうにしてつくっていかねばならないと思います。その点について、時間の関係ありますからさらに検討して、せつかく健康にかほ21計画がありますから、それに沿った計画を立てて、そして具体策をつくると、そして理解を求めていくと、そういう形でいくべきだと思いますので、その点についてよろしく願います。

六つ目に入りますが、これは禁煙に成功した人と禁煙を希望している人たちが、例えばお互いに集まって意見を交換し合うとか、あるいは意思を確かめ合うようなグループをつくるとか、具体的にそういうものが必要ではないかと。それから、禁煙外来というものがあるようです。由利本荘市、にかほ市の中では、由利本荘市に中央線診療所というところが禁煙外来を扱っているというふうにして情報が出ていますが、これらをたばこをやめたい人に対して紹介をするとか、そういう具体的な行動が私は必要だと思いますが、その点について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 6番の質問についても、同じく担当課長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 健康推進課長。

●健康推進課長（鈴木令君） 禁煙を希望する人の把握については、本人の意思等を確認することが、なかなか難しい状況にあります。市の特定検診受診者のうち、特定保健指導の申込者で喫煙を希望している方については、保健師が禁煙の個別指導を実際に行っております。

また、市民で希望する人については、保健師が具体的に面接をしながら支援をしております。

竹内議員からのグループをつくっての手段というお話もありましたが、同じ集団指導としてグループワークをつくりながら禁煙をしていくというのも一つの手段と考えておりますが、なかなか集団でできる人数が集まらなく、今の段階では個別指導をしております。

また、禁煙外来につきましては、にかほ市内に禁煙指導施設として四つの医療機関がありますので、禁煙外来を標榜としていなくても、そちらの医療機関を勧めたりとしてのアドバイスはしてお

ります。

また、文化祭にあわせましてがん検診の推進や、また、呼気中の一酸化炭素濃度を測定しますスモーカーライザーを用いて禁煙のPR活動等をしております。また、いろいろ広報とかホームページを利用しながら禁煙したい人への個別指導を実施しているということもPRしていきたいと思っております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） いずれ秋田県のがん対策の推進の平成23年度の県が実施した施策や事業の中で、がんの予防のトップにたばこ対策促進事業というふうにしてなっています。そういうことも念頭に入れてですね、広報、分かりますが、もっと何とかアピールできるような、そういう具体的な方法もぜひ皆さんのほうでも考えていただければいいというふうにして思います。

最後になります。これは特別、がん対策とは関係ないときもありますが、道路での歩きたばこは副流煙による受動喫煙になりますし、歩行者のやけどの危険、あるいは子供たちの教育の関係からいっても、あるいは火災の危険、それからごみ問題、こういう問題からいってもあります。今回、住みよい環境まちづくり条例が別の観点から見直ししていますが、そういう面からも、観光の面からかほ市の市内にはたばこの吸い殻等が落ちていないよというようなことも必要だと思いますので、そういう面からいって何らかの規制というか、あるいは市民にPRをして、たばこは路上では吸わないよという形にもっていくようなことを考えることができませんか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 7番の質問については、担当の部長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 全国的には都市部の人口規模の多い自治体では、不特定多数の人々が往来するため、路上での喫煙、または歩行中の喫煙を条例等で規制しているところもございます。

また、科料処分を導入している自治体では、科料徴収はあくまでもモラル向上の手段として、これを罰則などのいらないマナーへの回帰を目指すとしているようでございます。

しかしながら、路上喫煙等の禁止措置によって喫煙者が公園において喫煙をするという状況が見られるというような、受動喫煙防止のあり方に関する検討会の報告書にもあります。その対策としましては、喫煙可能区域を確保した場合においては、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないようにする措置を講ずる必要がございます。例えば、その場が喫煙可能区域であり、たばこの煙への暴露があり得ることを注意喚起するポスター等を掲示するなどの措置を検討していかねばならないということでございます。

本市においては、各種イベントや大会などで参集する喫煙者の皆さんには、指定する喫煙場所以外の喫煙禁止の徹底、あるいは携帯灰皿の持参によるポイ捨ての自粛など、喫煙者の皆さんのマナー向上が図られてきていると認識しております。引き続き、受動喫煙の防止に向けて、分かりやすい情報提供、あるいは環境整備に努めてまいりたいと考えております。

●議長（佐藤文昭君） これで14番竹内賢議員の一般質問を終わります。

昼食のため、1時15分まで休憩といたします。

午後0時12分 休 憩

午後1時15分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

齋藤修市議員から早退届が出ておりますので、これを許可しております。

次に、10番市川雄次議員の一般質問を許します。10番市川雄次議員。

【10番（市川雄次君）登壇】

●10番（市川雄次君） それでは、午後の一人目ですが、私のほうから大きく二つの一般質問をさせていただきますが、まず初めに大項目1番目の教育委員会についてです。教育委員会は、もっとスリムであってもよいのではないかというような、ちょっと——という質問になります。

現在、都道府県や市町村などの地方自治体における教育関係事務は、教育の政治的中立性や継続性及び安定性の確保の観点から、一義的にですが教育委員会の責任のもとにあります。したがって、教育委員会が所管する教育事務について、市長等の指揮命令は及ばず、市長等は教育委員の任命や予算編成等を通じて間接的に責任を負っているに過ぎません。

確かに教育の中立性等を確保することの重要性は認識します。しかしながら、実際のところ、市が運営する小・中学校についても見てみると、財政的権限は市長に委ねられており、財政支出を伴う事業について教育委員会は常に市長の合意を得なければなりません。つまり、いずれの教育委員会も市長等と役割を分担しながら教育事務を行っているというのが実態であります。

近年の教育委員会と市長部局との関係性について見てみますと、全国の都道府県並びに市町村等では、教育委員会と首長部局の守備範囲の見直しが進められております。具体的には、それまで教育委員会が担っていた社会教育及びスポーツ、文化振興部局を首長部局に移管する動きが数多く見られるようになっております。これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことで、補助執行でなくとも首長がこれらの分野に対し直接執行できるようになり、あわせて平成19年7月の文部科学省の事務次官通達が出されたことによると思います。

翻って当市の場合を見てみますと、市長部局の機構改革は常に弾力的に行われていると思います。しかしながら、これに比較して教育委員会については、ほとんど手をつけられていないのではないかというふうに思われてなりません。もちろん必要性のないことに手をつける必要はないと思います。しかしながら、次の大きく2点から教育委員会の組織の職務内容の見直しを検討してもよいのではないかと考えております。

1点目ですが、地方分権の中で各自治体が生き残りをかけて施策を進めております。それがいわゆる総合的な行政展開を求められるようになってきているというふうに見て取れます。にかほ市でも鳥海山の伝承芸能祭の観光商品化への取り組みやスポーツイベントを利用した誘客など、内容そのものはかねてから、古くから行われておりますが、その手段や展開についてかなり斬新な方法が取り

入れられるようになってきていると思います。観光産業の活性化のための施策を速やかに市長部局が実行していくためにも、文化財保護を除く文化行政の市長部局への移管も検討すべきだと思います。

二つ目の側面です。端的に申し上げて、二重行政という言葉はちょっと不適切だと私は思うのですが、ダブったような、同じような施策の展開が実際行われているのではないかということに対する、このむだの解消にあります。

具体的には、市長部局と社会教育と、それぞれ実施している施策が、いろいろな理由づけはされているものの、明らかに同じような事業を別に実施していると思われます。これらを解消するためにも教育委員会の機構改革、あわせて市長部局等の機構改革は必要だと思います。教育委員会について機構改革をすることの必要性について、まず市長の立場もあると思いますし、教育長の立場もあると思いますので、それぞれの考え方をまずはお聞かせいただきたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、市川議員の御質問にお答えをしたいと思います。

教育委員会の組織と職務の内容の見直しについてでございます。

これまでも教育委員会のイベント等、教育委員会が主催するイベント等の実施に当たっては、予算も含めて十分協議をしながら、その都度実行委員会の立ち上げが必要な場合には、そうした組織を立ち上げてまいりましたけれども、私も組織を立ち上げた場合は、そのトップとして市長部局の職員、教育委員会の職員が連携して取り組み実施してきたところでありますが、これまで特に不都合な面は私はなかったのではないかなと思います。

しかし、このたびの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によって、教育委員会の所掌する事務の弾力化が図られ、御指摘のようにスポーツ及び文化に関する事務については首長部局で管理し、執行できるようになりました。したがって、これからの教育委員会の組織のあり方としては、検討すべき事項であると、そのように考えております。

ただ、組織の見直し時期については、現在の市長部局の分庁方式が現状としては職員数の減少や危機管理体制、事務の効率性の面などから見直しをしなければならない時期にきていると考えております。こうしたことから、今後、市長部局の明瞭で効率的な組織を目指した改革とあわせながら、教育委員会の機構改革についても、同時に検討してまいりたいとそのように考えております。

また、同じような事業についての御指摘でございますが、これまでも各種施策の実施に当たっては、予算査定時なども含めて同じ事業とならないようにチェックしてきたつもりであります。しかしながら、市川議員や市民から同じような事業と受けとめられるような事業などがあつたとすれば、見直しをすべきは見直しをしていきたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

●教育長（渡辺徹君） それでは、市川議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会の機構改革することの必要性についてということであります。

市長部局では、平成 22 年に改定しました第 2 次にかほ市行財政改革大綱に沿いまして、同年 4

月に部や課・室等の統廃合による組織機構の再編が行われております。

教育委員会では、白瀬日本南極探検隊 100 周年記念事業、これは平成 21 年度から 3 ヶ年のものであります。この事業や昨年度開催されました全国高等学校総合体育大会の一大事業を抱えていたことから、組織機構の改編は見送られた形になっておりました。

市川議員御指摘のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成 19 年に改正されました、翌年 4 月 1 日から施行されました。これを踏まえて部長会議でも話題提供し、教育委員会としては関係職員で構成するプロジェクト委員会を平成 22 年 8 月に立ち上げ、組織機構のスリム化を前提とした組織のあり方などを検討してまいりました。

その中で、本市において大規模なスポーツイベントの招致活動を展開し、交流人口の拡大によるにぎわいの創出と地域経済への波及効果の観点からは、スポーツ振興課を市長部局へ移管することで、より広くスポーツイベントへの対応ができるのではないかと、実はこれは県でも国体の会場となった競技施設の有効活用のために、スポーツ振興課を知事部局に新設しております。また、三つの公民館を中央公民館方式にすることで、組織機構のスリム化を図ることについても検討した経緯があります。

一方、二重行政解消の取り組みについては、例えば市長部局の子育て支援関係の事業と社会教育で行っている放課後子ども教室の事業など、同種の事業を別々に実施しなければならない場合は、お互いに連携し一緒に取り組める内容の事業であれば、日程等を調整して合同で実施するようにしているところであります。

まず、教育委員会としては、教育委員会が所管しているスポーツ振興及び社会教育行政に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律にのっとった対応をしていきたいと考えております。つまり、地域事情や多様化する市民ニーズに十分に答え、市長部局が所管する業務とスポーツ振興、社会教育の事業との連携により、観光産業の振興や地域おこしなどの総合的な施策を展開するために、有効かつ効果的であるならば積極的に市長部局へ移管することが、これからの行政の方向であると、そういうふうと考えております。

一方、それでは教育委員会はどうかといいますと、教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律を踏まえて、学校教育に特化して将来の地域を担う子供の育成に力を注ぐことが、より効率的な教育行政のあり方ではないかと、そのように考えております。

なお、移管の時期は市の分庁方式から本庁集約方式に変わる時期が目安であろうと、そういうふうを考えます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 市川雄次議員。

●10 番（市川雄次君） それぞれのお立場でお答えいただきました。

市長のほうからは、まず機構面・組織面からのお答えをしていただきまして、私もおっしゃることの意味はよく分かります。ある意味、今、教育長の答弁の最後にもありましたように、分庁方式が今のところちょっとネックになっているのかなというふうに捉えられないこともないのかなというふうには思います。機構的な面については分かりました。

教育長のほうにちょっと改めて御質問させていただきたいのですが、教育長の答弁の最後の部分

です、やはりおっしゃっていただけた言葉に、まず教育委員会としては義務教育に特化したいというお話をいただきました。私もそうあるべきだと思っております。この一般質問をしたときにですね、ちょっと誤解されるんじゃないかなと思ったのは、今の市長部局と教育委員会の関係が、これ、私はだめだよと思っているんじゃないかなと思われてしまうというような、ちょっと私としては誤解を与えるのは嫌だなと思ったんですが、私が言いたかったのは、特に教育長に最後お答えいただきましたかった、もっと義務教育のほうに教育委員会は力を注いでいいんじゃないかというふうに思われる点なんです。そのネックもあるとは思いますが——。そのためにもう少しお互いの関係を整理して、教育委員会のほうもむだも省いてもらいたいということの趣旨で質問させていただきました。

この質問をしたのは、決して私の独りよがりではないということをまずお話しさせていただきたいと思えます。それはなぜかという、まず一つがですね、市民の方から言われているのに、もっと教育、にかほ市の教育行政において、もっと子供たちに対する特徴あるものに特化してもらいたい。じゃあ何ですかという話をしたら、ちょっと極論なんですけども、子供たちにやる気と能力のある子に対してなら、もっとお金をかけてもいいんじゃないか、特化してお金をかけていいんじゃないかと、こういう言い方をする人もいます。今の中でちょっとそれ難しいですよと言うけれども、私もお答えするんですが、そうじゃないと、もう間に合わないんじゃないのというような話をされました。ちょっと今、曖昧な言い方なんですけど、この話を引きずりながら今度別のひととお会いしたときに、国際教養大学関係なんですけど、国際教養大学で、例えば今どういう教育をしようとしているのかといたら、英語が話せるだけでは、もはや話にならないと。英語が話せて、しかも諸外国と交流したときに、あるいは交渉したときに、しかもその部分で英語の中の専門用語を駆使できるような能力でなければならぬ。ただ英語を話せるだけでは、もはや今の時代ついていけないんだよというお話をされる方もおりました。そしてもう一人、韓国にこの間、副市長等が行ったと思うのですが、韓国に行った方のお話で、韓国と日本の企業との違いは何ですかという中の一つに、やはり有能な人材が向こうは豊富だという感想を述べられる方がおりました。これは何ですかといたら、やはり今、最後、国際教養大学の中で言った部分だと思うんです。

翻って、今そういうような話を流れの中で、じゃあ私これ整理したときにどうなったのか、どう考えたのかという、もっとにかほ市の教育行政に特色あってもいいんじゃないかということなんです。今、教育長がおっしゃったような感じで義務教育に特化するということ、いや、にかほ市はこれまでもやっていますよと。理科教育、数学教育、算数教育に、ほかにはないような特徴を出してやっていますよというお話もされています。だけど、もうそれでは足りなくなっているんだというふうに、私じゃないんです。一般の人たちがもう認識し始めているということ。ですので、教育長の今、義務教育に特化する、その先をさらに私は望みたいというふうに思うんです。

ちょっと先ほどの答弁の中で、分庁方式が本庁集約方式に変わった時期をめどにというお話ですが、果たしてそれで間に合うのかなというちょっと危機感もあります。なぜそこまで待たなきゃいけないのかというのをちょっとお話しいただきたいなど。教育長としては、もっとどういうものを望んでいくのかというのが、教育長の気持ちは分かりました。義務教育に特化すると。どういうもの

を望みたいというのかというのも含めて、教育長の考え方をもう少しお話いただければと思います。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

●教育長（渡辺徹君） まずですね、義務教育に特化するということですが、義務教育は将来子供たちが社会で自立していけるようにするためにやるものです。そのために義務教育でやることは二つなんです。一つは、学力をしっかりとつけさせること、学力を保障することです。いま一つは、心と体を育てること、成長を保障することです。この二つをやらなければならないわけです。これが義務教育の果たす役割なんです。義務教育に特化するというのは、その部分に力をうんと入れていきたいということです。教育は昔から変わるものではないんですよ。不易な部分をしっかりと残しながら、新しい世の中の動きに対しては対応していかなくちゃならないけども、今までやってきた不易の部分が生きるような、そういうふうなやはり義務教育にしていきたい。そのために、その学力を保障する、成長を保障する、このことをもっともっと進化していかなくちゃならない、そういうふうには私は考えています。

先ほど英語教育の話がありました。話せるだけじゃだめなんだと。そのとおりです。例えば私はその英語教育を考える場合でも、根底にはやはり日本の教育なんです。日本の文化、伝統とか、そういうものをしっかりと身につかない状況で英語をしゃべったって、内容のない英語にしかならないんですよ。大事なものは、日本の文化、伝統等をしっかりと学校教育の中で子供たちに身につけさせることなんです。そういう意味での私は特化していきたいと、そのように思っています。

それから、時期的なものなのですが、これはもう私どもが決定できることじゃなくて、いわゆる分庁方式から変わるというのは、これは私どもがいついつやるなどということはできないので、ただその状況を踏まえながら、もしそこまで待てないのであるならば、もう少し先に教育委員会の中で組織を少し変えとか、もっと学校教育に特化できるような体制づくりとか、そういうものを先に推し進めていく必要もあろうとっております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 市川雄次議員。

●10番（市川雄次君） 分かりました。ただですね、今、英語の話をしたのですが、例えば今、教育長のお話の中で、義務教育の内容というのは学力の向上と心身の成長が主なものだ。それが主眼なんだという話です。確かにそうです。ただ、どうして一般の方が私にこういう話をしたのかというと、これは私も前から申し上げているのですが、やはり子供たちの将来に対する目標というものや、これをどうやって位置づけるのかと、そのための手段がちょっと欠いているのではないかということにあるわけです。今、文科省のほうでも、私は以前から主張しているのですが、キャリア教育について、もう少し市として力を入れてもいいんじゃないかと、もっと子供たちに将来的にはこういう仕事があるんだよと、こういうこと、こういう目標を持てるんだよという経験をさせてあげる、知識をつけてあげるということについて、もっと教育委員会として私は取り組んでもいいんじゃないかなというふうに前から申し上げているんですが、前に一般質問した経緯もあります。果たしてどのぐらい進捗しているのか、進んでいるのかということのもちょっと分からないですが、確かに義務教育、中学校2年生の段階でできるものについては少ないかもしれませんが。高校生になってやること、高校になってからやる内容もあります。けれども、やはり特徴ある、にかほ市として特徴ある教育

をやっていく上では、にかほ市独自のスタイルというのはあってもいいんじゃないかなと思います。教育長のおっしゃることはよく分かります。分かりますので、ぜひそこら辺の部分についても、先ほどの本庁方式とかを待たずに、時期が必要となったらやるんだという意気込みを込めて、もう少しこのキャリア教育についても教育長のお話をいただきながら、一般質問のこの部分については終わればなと思っております。よろしく申し上げます。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

●教育長（渡辺徹君） 子供たちの将来の夢とか、あるいは意欲とか、そういうのを育むという意味での今、キャリア教育というのは大変注目されております。

ただですね、このキャリア教育というのは、実は通常学校で行われている特別活動の中に入っているんです。その中でキャリア教育、いわゆる職業選択とか、あるいは自分の職業、将来を見据えようとかという、それだけを取り出しているところなんです。でも、それだけをやると本当の意味のキャリア教育にはならないんです。キャリア教育は、基本的に日々の学校で行っている特別活動という領域の中で、学級の中で子供たちがどんな生活をして、友達関係はどうなって、そしてそういう中で自分が見えてくるわけですよ。キャリア教育で大事なものは、自己理解なんです。自分がどういう人間かというのが分かってくるのが大事なんです。だから自分の将来の夢につながっていくわけです。ですから、大事なことは、キャリア教育ということを念頭に置きながら、日々の学校の中における特別活動の領域を大事にしながら、それをキャリア教育につなげていくと。ただ、それだけでは体験が非常に不足なので、市としても夏休みに中学生にいろんな職場体験とかそういうのをやらせていまして、あるいは修学旅行で企業体験をするとか、こういうふうにして、その特別活動と連携しながら、そして最終的にはキャリア教育の方向にもっていく、そういうふうな方向で考えているところです。実際に今、それを進めています。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 市川雄次議員。

●10番（市川雄次君） 私、今、教育長のおっしゃった内容ですが、一般の市民の方々から再三に聞くのが、いわゆる危機意識ですね。このTDKの経済状況とも関連しているんだと思うんですが、やはり危機意識があって、じゃあ一般の方々が抱く危機意識の解消の一つの方法として、やはり人材育成じゃないかというのが強く出てきているんだと思うんです。表現されていると。そのときにやはり最前線に立つのが、私は教育委員会だと思っています。教育委員会については、今後もやはり独自のカラーを出して頑張っていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入ります。中小事業者への次なる支援策についてということです。

今般のTDK再編についてですが、これについては、これまでのリーマンショックや、それ以前の経済危機とは性質が異なるものだと私は思っています。それまでは、いわゆる景気の波などによる雇用の危機といった現象はありますが、その都度、合併前からの——これちょっと漢字間違えました。「対象療法」です。「対処」じゃないです。「対象」ですね。ショックセラピーですから対象ですね——対象療法で傷口の治療に当たりながら、1年から2年前後してからのやり戻しで、完璧ではないものの何とかその危機を乗り越えてきたというのが実態だったと思います。

しかし、今般の、今回の危機は、より構造的な問題であり、単に雇用が失われるというのではなく、雇用の場そのものがなくなってしまうというものであり、それまでのようにじっと我慢していれば何とかなるといった性質のものではないと思っています。

市では、これまでも市内事業所の企業力アップのために企業活性化アドバイザーを配置しながら、当事者からの要望を吸い上げ、ISOの認証取得を支援したり、中小企業の人材育成のための資金援助をしたりしてきました。また、雇用対策として新卒者や市内在住離職者を雇用した場合に、事業所にそれぞれ助成をしたり、また、ふるさと雇用制度を活用しながら、そのときどきのできる施策を実施し、雇用対策とともに全体の企業力を向上させることができないかと試行錯誤を繰り返してきたものと捉えております。

このことについては、いろいろな評価はあると思います。そこから多くのノウハウや人材育成を行うことができたのだとすれば、私は十分に評価に値するものだと思っています。

ですが、私が今求められていると考えているものは、もっと単純です。「直線的」という言葉も使いましたが、単純です。それはすなわち、中小事業者を支える施策を実施していくことです。結果的に従業員の雇用を守り、地域の消費を支え、地域全体の地盤沈下の進行を食い止めることができます。

では、もっと端的に話せばどういうことかということ、考えたときに、それは一番分かりやすいのがやはり効果的に思われるのは資金援助です。資金の支援だと思います。

さきの6月定例会では、市は中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正し、それまでの振興資金の融資枠を1,500万円から2,000万円に拡大したことは記憶に新しいと思います。さきの議会と商工会との意見交換会においても、商工会の関係者の方からこの融資枠の拡大は大変効果的だったと、ありがたかったという意見が寄せられております。

そこで、ここでは具体的に次の支援策としてないものかと考えて、まずは私のほうから一点ですが、他事業者からの声です。固定資産税に係る部分の負担軽減ができないかということについて伺いをしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 中小事業者の固定資産税負担軽減についての御質問でございます。

御承知のように地方税法第367条において固定資産税の減免について規定をされております。同条は、徴収猶予、納期限の延長などによっても到底納税が困難であると認められるような担税力のない方に対する救済措置として設けられているものであります。

減免できるものとしては、一つ目は、自然災害や火災で納税者が財産に甚大な被害をこうむった場合や盗難に遭った場合で、固定資産税の減免が必要と認めるもの、二つ目が、貧困により生活保護等の公的扶助を受けている者や公的扶助に準じて考えられる例えば社会事業団体による扶助を受けている者、最後にその他特別の事情があるものとして、担税力を喪失したもの、公益上の必要があると認められるものがこれに当たります。これについては、市町村の条例により定められておりますが、固定資産税を減免することができるかとされており、にかほ市税条例第71条に固定資産税の

減免規定を設け、同条例施行規則別表第2に減免の範囲、減免の割合を定めて運用をしているところであります。

先ほど申し上げましたように、法の趣旨は、担税力のない方々の救済でございまして、御質問の中小事業者への支援を目的とした固定資産税の減免までは含まれるものではないというふうにして解釈しております。

また、固定資産税は法人及び個人、所得の多寡にかかわらず所有する土地、家屋、償却資産に課税されるものであります。

御質問のように、中小事業者の事業用固定資産税に限った減免基準とすることには、不公平感を増すことにもなりかねません。税の負担については、原則公平であることが求められていることから、今後も納税者個々の事情を把握し、地方税法並びににかほ市税条例を遵守し、可能な範囲で対応してまいりたいと思います。

したがいまして、にかほ市発展の重要な柱の一つであります中小事業者の支援については、先ほどお話ありましたように、中小企業振興資金枠の拡大などのように、今後も税制とは別の角度から直接かつ効果的な支援を行ってまいりたい、そのように考えているところであります。

●議長（佐藤文昭君） 市川雄次議員。

●10番（市川雄次君） —— と思います。ただですね、何といいましょうかね —— ちょっとこれ、私今回のTDK再編については、ちょっと私も勉強不足だったんですが、同じ中小事業者の中でも、やはりタイプ分けというのがあると思うんです。何を言っているのかというと、具体的には私は4種類に区分できるんだと思っています。その細かについてどのように調査されていますかということをおっしゃって再質問で聞こうと思ったんですが、それちょっと違うんじゃないのと言われたので、私もちょっと気が弱くなって再質問には出せませんけれども、私はタイプは4パターンあると思っています。まず一つは、TDKの今回の再編に基づいて直接的に契約関係がなくなる、こういう企業、事業所、アンケート調査もされておまして、それによって素早い雇用対策を私はとっていると思います。とられていると思います。実際そのようなお話も聞いております。

問題はですね、直接関係にはないのですが、それまで下請けとしてTDKからの仕事を受注していた企業です。このTDKの再編により仕事の量の減少や仕事内容の変更で受注がなくなったと。結果として工場閉鎖や従業員の削減に踏み切らざるを得ない事業所が出ているということです。もう具体例は分かっていると思います。

三つ目がですね、実はこのTDKの再編そのものとそんなに関係ないと。リーマンショックの危機で、うまく起き上がれずにいる事業所が今回のTDKの再編によって、さらにその追い打ちを受けているというのがその三つ目のパターンだと思います。

この四つ目が、この三つ目に関連するんですが、リーマンショック以降苦しんでいて、今回のTDK関連で、本来苦しんでいるところがあったんですが、どちらかというと、このTDKの問題のほうにシフト、全体として目がいってしまっていて、自分のほうに回ってこなくなったという事業所、要するに救済の手がちょっとおくれてしまっているんじゃないかと、後回しになっているんじゃないかという事業所があるというふうに、この四つのパターンがあるんじゃないかなと考えるようにな

りました。

先ほどの固定資産税の減免について、実はこの三つ目、四つ目の事業所からの声だなというふうに思ったんです。TDKからの直接契約が切られたところにこの固定資産税のお話をしたときに、いや、そんなのいらぬよと、逆に何と言われたのかといえば、雇用に対する助成金みたいなのが、時期的な雇用に対する助成金みたいなのがあれば十分だよと、固定資産税の減免とかそういう問題は自分らは関係ないというような話をされました。

一方で、それとは全くTDKの問題とは関係のない事業所からは、逆にそういう問題じゃないんだと。実際の、今、次の次期を繰り越すのに今大変なんだという声を受けております。

それで私が、じゃあなぜこの固定資産税の減免をという話にしたのかということ、やはりそういう事業所がまだいるという、そのこのそういう事業所に限ってまだ従業員としては、やはり少なくない数の——従業員数をちょっと言うわけにはいかないんで、従業員数としては少なくない従業員を抱えている事業所があるということです。ですので、私としては、固定資産税の減免については、確かに先ほど市長のおっしゃられるような法令上の問題もあります。税の規則裁量の問題もあると思います。ですが、自由的裁量という観点から、固定資産税の相当額の助成や補助という方式があるのではないかとこのように思っております。この点について——税の減免そのものでなく、相当額の助成というものについても考えられ得るのではないかと思います、市長の答弁をお願いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 税法上で固定資産の減免というのはなかなか難しいことで、私もこの問題が表面化した段階で、固定資産税相当額を助成するようなことができないのかどうかということも実際のところ検討しました。検討しましたけれども、じゃあこれをどの範囲でその助成を出すかという、これ例えば今回の場合は製造業のことがクローズアップになっていますが、今こうした固定資産税を減免してくれというのは、製造業ばかりではないんです。例えばホテル・旅館業、こうした方々も実は口頭ではありますが減免をしてくれというふうな要望もございました。また、それぞれの状況からして、個人的にもなかなか苦勞しているという方もあるわけです。じゃあそれをどこのところに線を引っぱって固定資産税にかわる助成ができるのかという形になりますと大変難しい。仮に引いたとすると、むしろ批判的になりかねないということが大きな心配事であります。ですから、先ほども申し上げましたけれども、例えば製造業が新たな事業をやるときに、国・県の支援策を活用しながら新たな事業をやるときに、少しでもそれに上積みして市が応援してやると、こうしたものについて私は市民の皆さんからも大きく理解をされるのではないかなと思います。

そういうことで、これからもそうした形で取り組んでまいりたいと思いますが、これまで、前段で市川議員が心配していたこと、お話ありましたけれども、そうしたことについては、直接現場を担当している担当課長のほうから少し補足をさせていただきたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、商工課長。

●商工課長（佐々木敏春君） 今回の契約解除、それからリーマンショック、この影響が地域の製造業にどういふふうに影響を及ぼしているかということにつきまして若干お話をいたしたいと思

ます。

これまでいろいろリーマンショック、平成20年から始まりまして、いろいろ景気の波を受けてきてございます。リーマンショック以降、記憶では1年ないし2年くらいで立ち上がり、回復が早かったのかなというふうに記憶してございます。その後、震災が平成23年春にございまして、このときも大変な状況になりました。企業にいたしましては、この際、雇用安定助成金等を使いまして国の支援を得ながらそれを乗り越えてきておったわけでございますけれども、あと、その後にはタイの水害、こういうのもございました。そして今回、TDKの再編問題というような流れの中にあるわけでございますけれども、こういったいろいろな流れを通しまして、今、市内の製造業がどういふような状況に置かれているのかと申しますと、それが影響で経営が破綻したとか、あるいはその財政的に行き詰まっているというような事例は、まだ聞き及んでおりません。ですから、今、市内の製造業にとって何が大事なのかと申しますと、やはり全国的な流れの製造業の空洞化、生産拠点が海外にシフトしまして、こういったことからくる何と申しますか生産の先細り、こういったことが大きな課題になっておるのかなというふうに認識してございます。

そこで、今回のTDKの契約解除につきましては、いろいろ国・県のほう、あるいはハローワーク等の関係機関と連携をとりまして、いろいろ対処してきておりますけれども、これにつきましてはあくまで失業者に対する雇用対策という部分に重きを置いた取り組みでございます。

一方、中小企業にとりましてはどのような対応をしてきているかということになりますけれども、行政といたしましては、あくまで将来に向けて当市の製造業はどのような方向に進んでいけばいいのか、こういったところをしっかりと一緒になって考えていく体制をつくることではないかというふうに考えてございます。そこで、東北経済産業局等といろいろ連携をとりまして、東北経済産業局のほうからは全国にネットワークを持つ企業のOB、あるいは専門知識を持つ学識経験者のアドバイザーを4名派遣していただいております。新たな販路拡大、あるいは新事業への取り組み等について相談に乗ってもらっております。さらに、秋田県の企業活性化センターからは2人を当地区の担当というふうにして決めていただきまして派遣していただいております。これに当市で委託いたします企業活性化アドバイザーの1名、この全部で7名体制で企業さんの相談業務に当たっているという、こういう実態でございます。この中から次の方向性、あるいはいろんな形での産業、製品開発の取り組みが生まれてくればなど、こういうふうに期待をしている状況でございます。大体、今、我々が考えているのはこういうことでございます。

●議長（佐藤文昭君） 市川雄次議員。

●10番（市川雄次君） 事業所の方からも商工課さんは非常によく段取りをとってやってくれているという感想をいただいております。私からも大変その言葉を聞いたとき、当局ではないのですが非常にうれしく思いました。そのことについてはお伝えしておきます。

先ほど市長からの答弁ありました。確かに製造業だけではない——そう思います。逆に考えれば、だとすればかなり深刻だというふうに思わざるを得ないんだと思います。いずれにしろ、どこで線引きをするかは非常に悩まされる場所だという言い方ですが、冒頭の私の質問でも言ったように、今、問題なのは雇用がなくなるのではなくて雇用の場がなくなるということで、これからも

雇用の場がなくなるような事態が発生しても、そういうことを座して待つのかということ。あとは工夫次第ではないかな、いや、工夫ではちょっと何ともならないかもしれませんが、やはり少し検討されてもいいんじゃないかなと私は思うんです。確かに一律じゃなきゃいけない。平等性だという言い方もありますけども、本当に必要とされているところを選び出すというのは難しいかもしれませんが、例えばきちんと法人市民税が今までも滞納はなかったよと、あるいは消費税もちゃんと支払っているよと、納税しているよというような事業所で申請があれば、そういうふうなのは対象にしますよというような考え方があってもいいんじゃないかなというふうに思います。私としては、確かに新たな事業を起こしたときには、それには支援をしてもいいというような考え方もおっしゃいますが、やはり考え方としては、誘致企業に対する固定資産税、国の上位法もあるみたいですが、誘致企業に対する固定資産税の減免だけではなく、やはり地元で根差して一生懸命頑張っている事業所に対する何らかの資金的な支援というのは、もう少し検討されてもいいのではないかなと。要するに、中小企業振興資金融資あっせんの融資枠を拡大するだけではなくということ。これについて市長について、もう少し御検討いただけないかどうかを質問しておきます。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） やはり難しいです。今、再質問の中でいろいろ今考えてみましたけども、これは事業者もいるし、個人もあるし、いろいろ考えれば、中小事業、製造業、旅館、あるいは商店、あるいは個人、いろいろあるわけですけども、それに納税の状況を見て支援をしていくと、これなかなかやはり——言葉であれするのは比較的あれですけども、これ実際やるとなるとね、大変私は難しいと思います。ですから、私はやはり市民の皆さんに理解していただけるようなものとするれば、やはりこういう事業に意欲を持ってやるというような方については、やはり助成をしていくと。例えば融資制度についても保証料全額、市で補填しているわけですよ。2,000万円に対しても保証料、それに必ずわいてきますから、それについても市としては保証料を全額、それに金利の1%分も市が負担しています。こういう支援、なかなか隠れて見えない部分もありますけれども、こういうことは直接的に支援する場合があります。ただ、今回の固定資産税にかわる助成をどういう形で、どういう割合で補助していくかというのはね、至難の業ではないかなというように思います。

いずれ先ほど申しあげました事業についての支援もありますが、そのほかにもいろいろな支援ができるのかどうか、市民の皆さんからも理解が得られるような支援の方法があるかどうかを、さらに検討してまいりたいと思っています。

●議長（佐藤文昭君） 市川雄次議員。

●10番（市川雄次君） 分かります。分かります。ただ、ただではないんです、分かりました。ただ、事業所がやはり経営していくときに必要なのは、やはり資金であります。資金の借入れをしながら運転を続けていくのは当たり前で、その中で今おっしゃるような中小企業の融資枠が拡大されているとすれば、それはそれで非常に助かるという彼らの声も確かだと思いますので、ここはやはり難しいのは、難しいからと、私もこうすればこうすればと考えるだけですけども、やはりぶつかるところは多分同じだとは思うんですね。分かりますが、何とか資金——じゃあ別に言い方をす

れば、もう少し、非常によくやってくれているとさっき私も申し上げましたけれども、今後もその取り組みについては手を緩めることなく、事業所に寄り添った形でやっていっていただきたいと。もしできれば固定資産税の減免についても御検討いただければなというふうに最後つけ加えて質問を終わりたいと思います。

- 議長（佐藤文昭君） これで10番市川雄次議員の一般質問を終わります。  
所用のため2時15分まで休憩といたします。

午後2時04分 休 憩

午後2時14分 再 開

- 議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番村上次郎議員の一般質問を許します。1番村上次郎議員。

【1番（村上次郎君）登壇】

- 1番（村上次郎君） 大きく3項目について質問します。

一つ目は、橋下維新の会は国政に出て国民・市民のためになるのかどうかという点で質問します。

大阪維新の会が国政に出て、大阪で、あるいは大阪府で、市でやっていることを全国に広げるとしています。もし維新の会の力が国会で強まれば、国民・市民に、その政策がかぶさってくることになります。したがって、大阪橋下市長のやってきたこと、これからやろうとしていることをしっかり見きわめるべきだというふうに思います。

御存じのとおり橋下大阪市長、大阪維新の会についての言動がマスコミによって垂れ流され、持ち上げられています。しかし、橋下徹氏が大阪府知事に就任したときには「大阪は破産会社」、「府の職員は破産会社の従業員」という大うそで人件費の345億円を削減し、福祉予算や中小企業予算を削減しました。中小企業については、中小企業にお金をばらまいても意味がないとして、中小企業振興費を5億円から2億円にし、商業振興費は17億1,000万円から3億7,000万円に削減しました。にかほ市の対策と政策、実際やっていることと対比すれば、橋下氏のやり方は逆行しているというふうに言えるのではないのでしょうか。

福祉の面でも障害者8団体の団体補助をゼロにするというひどさです。大阪センチュリー交響楽団の補助金も廃止しています。

教育の面では、大阪府の学力テストの結果が2年連続低かったのを受け、「このざまは何だ」というふうに怒り、教育非常事態宣言を行い、「だめ教師は排除する」と述べ、競争をあおり、管理を強めています。その一方で、私学助成は大幅に削減です。

住民生活切り捨てについて橋下知事は、府の議会で次のように答弁しています。大阪府の役割も産業政策やそういうことに特化する。住民生活にかかわることは市町村にやっていただく。障害者団体への補助金は確かに数百万円、そこまでできるかと言われるが、住民生活に直接かかわることは市町村へという枠組みとの関係でというふうに、2008年7月の府議会で答弁しています。

では、市長になったら生活にかかわるサービスをやっているかどうかということが問われると思います。橋下氏が大阪市長になってからは、市民は至るところで贅沢な住民サービスを受けているとして、市政改革プランで市民向けサービスを3年間で395億円の大幅削減です。その中には、例えば敬老パスの有料化、保育料の引き上げ、コミュニティバス運営費補助削減、男女共同参画センターが5カ所もあったものを一つに削減するというふうなことがあります。また、大阪フィルハーモニー交響楽団、文楽協会への補助金の削減も挙げています。

一方で、黒字になっていて大事なはずの大阪市営地下鉄を民営化に向けるというふうにしていきます。そして、市政改革プランというのをつくったわけですが、それに対する市民からの意見、パブリックコメントは2万8,339件に及び、そのうち94%はこの市政改革プランに反対だったのです。橋下市長はどうしたのでしょうか。「パブリックコメントに政策が左右されたら大変」と6月22日に語り、市民の声を無視する態度を取っています。また、橋下氏は小泉・竹中路線をさらにもっと押し進めることが今の日本には必要と格差を広げ、市民サービスを低下させる新自由主義的改革を進めてきました。

そこで一つ目の質問になりますけれども、大阪市長にくらがえした橋下氏は、憲法違反と言われる思想調査や管理統制を強める職員基本条例等をつくって独裁的手法を強めています。橋下氏が市長就任早々に実施したのが大阪市職員に対する思想調査でした。調査への回答は、市長の業務命令であり、応じない場合は処分の対象になり得るというものでした。それには街頭演説への参加や、それに誘った人、誘われた人の名前まで、密告さながらに答えさせるものでした。役所に入出入りする民間業者や近所の人々の氏名まで書かせるのかなどの反発や大阪府労働委員会による事実上の中止勧告の中で、この思想調査は取りやめざるを得ませんでした。しかし、この動きは市職員の政治活動を制限する条例へとつながっています。

このような橋下大阪市長の思想調査、職員基本条例等について、どのように考えるかお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 村上議員の質問にお答えをいたします。

橋下大阪市長を代表とする大阪維新の会についてでございます。

地域政党として活動する政治団体であり、国政に出て、国民・市民のためになるかというふうな質問でございますが、橋下氏は大阪府民、あるいは大阪市民から支持を得て、知事、あるいは市長になったわけでありましたが、人にはそれぞれいろんな考えがあろうかと思えます。あろうかと思えますし、私にはかほ市政の責任者として、このことに対してどうのこうのと申し上げることは差し控えたいと現時点では思っておりますが、個人的な感想だけ若干述べさせていただきたいと思えます。

①番の職員の基本条例等についてであります。

マスコミ報道による情報のみで、事の次第、余りよく分かりません。次第については余りよく分かりませんが、一般的な感想としては、憲法第19条の規定にあるように、思想、良心の自由は守ら

れるべきものと考えます。事の発端は大阪市長選挙、これに絡むもので、その市長選挙において市の広報などで橋下氏が掲げる大阪都構想に反対する立場で情報発信していたとすることであります。このことから市職員の選挙活動が露見していたとも思われますが、職員がいかなる思想・信条を持とうとも、それが内面的なものであれば、内面的なものにとどまる限りは、私は処罰の対象にはならないと思います。つまりは、内心の自由は保護されているという考え方から、調査してもなかなか判断できるような調査の結果が出ることはないのではないのかなというふうにして思います。

ただ、やはり職員、地方公務員が選挙活動をするということは法で規制されておりますので、こうしたことに対応するためのことかなというふうにして受けとめておりました。

職員基本条例は大阪維新の会が人事評価や処分ルールを明確化しようと大阪市長選挙、大阪府知事選挙の公約の一つとして掲げたものでございまして、そこで大阪市議会は本年5月28日付で、大阪府議会では本年4月1日付で条例が制定されているようでございます。維新八策と呼ばれる政策の一つに公務員制度改革があり、その具体的な取り組みのようでございますけれども、前段でも申し上げましたように、私も詳細にその大阪の事情はよく分かりません。分かりませんので、今後どういう形で進展するのか、人事評価や職員の動向なども注視していきたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 今、市長の答弁ありましたけれども、橋下氏の公務員はどうあるべきかということが本人の口から語られているので、そういうことからいろいろ考えていく必要があると思うんですが、その前に、職員基本条例の中には職員を5段階に分けるというふうにして、例えば第1区分は5%、第2区分は20%、そして第3区分は60%、第4区分10%、第5区分5%というふうに職員の評価を全部パーセントで分けて、しかも絶対評価でなくて相対評価ですから、必ず職員はどっかに入っていくと。しかもそれを何に使うかという点、人事評価の結果は、これは職員基本条例の17条にあったんですが、人事評価の結果は任用及び給与に適正に反映しなければならないというふうにしています。ですから、職員を必ず5段階の職員は、必ず5%出るわけです。そういう人を給与などに適正に反映させるということになると一体どういうことになるのか、こういうことも考えなければいけない、そういう内容の条例があるということです。しかも、この大阪市長は新規採用者の発令式で伝えられていることでは、新しく採用された人を前にして、皆さんは国民に対して命令する立場なんだというふうに言って、人が人に命令を出すのは唯一公権力を持った皆さんしかできないんですよというふうに新採の人に話をしているんです。そしてさらに市役所、組織自体が市長の顔色を伺わないで誰の顔色を伺うのかと、僕の顔色をしっかりと伺ってもらって、方針に沿って組織を動かしてもらえばいい、つまり橋下市長が頂点に立って、その下に市の職員、公務員がいて、公務員は市民に命令できるわけですから、本人が頂点というような非民主的な考えを持ってこの条例もつくっているということだわけです。

具体的な例だと分かりやすいと思うので、今話をした相対評価で5段階に分けて、必ず職員の5%は最下位にして任用、給与に反映すると、こういうことについてはどのように考えますか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 評価については、橋下市長がそれなりに考えてやっていることだと思いま

すが、にかほ市においてはそういうことにはならないと私は思っています。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1 番（村上次郎君） 市長の答弁はそのとおりだと思います。しかも、市長の答弁には思想調査のことはほとんど入っていませんでしたけれども、これも大阪府の労働委員会、あるいは大阪府の立場に立つ、立ってしかるべきのところでも、これは調査の中に例えば労働組合に入っていますか入っていませんか、入っていてどんなメリットがあるか、どんなメリットないかというようなことまであって、これは不当労働行為に当たるんじゃないかと、こういうような問題も出されていて、大変な、大きな問題になっている。憲法学者たちも、これは憲法違反の疑いがあるというふうにしているのです。先ほどの市長の答弁でにかほ市ではそういう職員を区別して任用、給与等で差別するのはないと思うということは、そのとおりでいいと思います。

二つ目の質問に入りたいと思います。大阪維新の会、政策を出して、何回かずっと出してきたんですけれども、少しずつ手直しをして、スローガンを並べたような内容なんですけれども、維新八策、すべて論じるということは大変なわけで、特徴的なものについて見解があれば出していただきたい。しかも、その政策をもとにして、これがにかほ市民にかかわるとすれば、どのようになるかということの判断もしありましたら答弁を願いたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 維新八策についてでございますが、私もこの内容、具体的な内容まではよく分かりません。ただ、大きい項目としてあるのは、例えば消費税の地方税化と地方交付税の廃止、あるいは公務員の強固な身分保障の廃止、憲法9条の改正の是非を問う国民投票、あるいはTPPへの参加とかFTAの拡大とか、いろいろあるわけですが、これ、ずっと読めば長くなりますので簡単に申し上げますと、TPPそのものについては、私は国内事情が、国内状況がちゃんとなっていない中で参加していくということは、やはり私は今の段階では反対だと思っております。これはFTAの拡大についても同じだと思っています。

ただ、その中で消費税の地方税化ということがあります。これは当然、地方交付税を廃止するという前提ありますけれども、私は地方に対するその配分というものは、私はむしろ小さくなるのではないかなと思っています。確かに今、地方交付税が5兆円、これが大体総額で13兆円、これが段階的に10%になったときには26兆円ぐらいの税収になるわけですが、今、地方交付税は今年で16兆6,000億円ぐらい、これが今、地方に配分されております。それから、そのほかにも地方消費税交付金もあります。これが10%にした場合においては、国と地方の協議の場で1.2%かさ上げをして2.2%という形にしています。ですから、この地方交付税の現状と、それから地方消費税交付金を合わせた総額では、大体22兆3,000億円ぐらいになる勘定です、計算では。確かに3兆7,000億円ぐらい少ないわけですが、当然この地方交付税を廃止されれば臨時財政対策債もなくなります。それから、その他の国庫補助金とか交付金、この関係もなくなります。ですから、相対的にはやはり私は地方に配分される額は少なくなるだろうと。そして一番問題なのは、消費税を地方税化した場合に、じゃあそれをどういうふうにして地方で按分するルールをつくることのできるの

かと、これは大変私は難しいと思います。むしろ心配なのは、人口の多い都市の力関係で、小さい市町村は交付税が、要するに税収の配分が少なくなるということも想定されますので、これは想定されるというよりも私はそういう形になるんじゃないかという懸念をしています。ですから、このものについては反対の立場でいかなければならないなど。

若干申し上げましたけれども、ただ分からないのは、維新八策の中で原発再稼働のエネルギー政策どうしていくのか、あるいは消費税増税などの——消費税は10%上がることになっても、今後の税制がどうなっていくのか、所得税がどうなっていくのか、それから相続税がどうなっていくのか、このあたりは今分かりません。それから、今一番大きな混乱を招いている領土問題、例えば領土問題で外交や防衛のあり方はどうなるのか、こうしたことも余りよく分かりません。ですから、私は今、確かに橋下市長がいろいろな場面でお話しておりますけれども、国民に対しては耳あたりはいいです。耳あたりは。そして、耳あたりはいいんですけども、そのあたりが国民全体から支援を受けることができるかということになると、私はまた別の話ではないかなと思っています。

いずれにしても、今後の動向を注視しながら、場合によっては市長会がどういう行動をとるのか分かりませんが、そうした状況を見て、秋田県市長会、あるいは東北市長会、全国市長会、このあたりで反対のものは反対だという形のを表明していかなければならないと、そのように考えております。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 今、市長の話したTPPの問題、これは東北市長会でも懸念を表明していますし、今、全国的にも、最初は農業団体、農業の問題だけだと思っていたら突き詰めて行ったら医療関係にも広がって、秋田県の場合は建設業界も懸念を表明してこの反対運動に加わると、こういうふうな状況で、食の安全、こういうものについてもTPPは許されないという声が大きくなっているんで、さすがの野田首相——さすがというのはちょっと変な言い方ですけども、野田首相も参加表明まではまだいかないと、こういう状況は、それは当然だというふうに思います。

また、地方交付税をなくして消費税を充てるというのも、やっぱり今、市長が懸念したように、橋下市長は都市間の競争だというふうに言っていますから、消費税いっぱいもらえる、集めることのできる都市は頑張れるけれども、人口も少ない、主たる法人事業税なども入ってこない、そういうところでは競争に当然負けざるを得ない、こういう内容を含んでいるわけですから、さっき市長が話したように一見耳あたりがよさそうだと思っても、内容をよくよく考えていくとそういう問題に突き当たっていくというふうに思いますし、その点では市長の判断と私はほぼ同じだというふうに考えます。

また、国会議員の削減問題も出していますが、参議院はやめて衆議院を半分にするというふうなことを言っていますが、さっき公務員に対する橋下氏の命令できるという考えからいくと、彼は公務員——国会議員を減らして自分たちが思うようになるような進め方をしたいということで削減させるというふうにはしか見えないわけです。

また、政党助成金などについては見直すとかというふうなことを言っていましたけれども、最近では3割はやめて7割もらうんだというふうなことも言っていますから、やはり今後の具体的な動

きを注視していくということは市長の判断と同じというふうに考えております。

そこで三つ目の質問に入りますけれども、大阪府の議会、段階ですが、君が代の起立強制条例を強行したわけです。それを受けて橋下氏が知事時代に民間人から任用した府立高校の校長が、卒業式で「君が代」斉唱時に教師の口元までチェックしたということが報じられました。これを見た作家の赤川次郎氏は朝日新聞への投書で、卒業式、子供が中心の、生徒が中心の卒業式に口元チェックするというのは何と醜悪な光景だろうというふうなことを投書していましたけれども、橋下氏はこのことについて素晴らしいマネジメント、管理の仕方だというふうに褒めています。

そこで、橋下維新の会の「君が代」の口元調査、あるいは教育行政条例、基本条例もつくりましたけれども、そこには市長、教育委員会、市長、教育委員会とあって、市長が主導をとって教育の仕事も進めていくというふうになっているわけですので、市長主導の管理統制、あるいは競争の教育、こういうことについてどのように考えているかお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

●教育長（渡辺徹君） それでは、村上議員の御質問にお答えいたします。

橋下維新の会の「君が代」の口元調査、市長主導の管理統制、競争の教育についてどのように考えるかと、こういうことであります。

私は橋下市長に直接話を聞いたこともありませんので、その真意がよく分かりません。したがって、それを前提にお話します。

まず初めに、君が代の口元調査についてであります。国旗及び国歌に関する法律において、国歌は「君が代」とすると定められております。また、小・中・高等学校学習指導要領においては、特別活動の章において、入学式や卒業式などでは、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとすると、こういうようにあります。また、小学校学習指導要領、音楽の章においても、国歌「君が代」はいずれの学年でも歌えるように指導することと、こう定められております。

私はその口元調査までは、そういうことは考えておりません。ただですね、指導する立場の教師が歌わなければ、これは法律違反です。先生方は指導上、当然歌うものと考えます。にかほ市内の小・中学校において、儀式等での国歌斉唱は正常に行われておりますし、歌わない先生がいるというそういうふうな情報はありません。

次に、市長主導の管理統制、競争の教育についてであります。

市長主導の管理については、これはやはり異論のあるところでありまして、市長が変わるたびに市の教育方針や教育目標が変更になっては、学校現場が戸惑うばかりであります。教育は種をまけば花が咲くように、すぐに成果があらわれるものだけではなくて、長期スパンでの毎日の積み重ねによって行われるものもたくさんあります。したがって、市長が変わることになったとしても子供たちの成長のために変わることはない一貫した教育が必要と考えます。

統制については、教育現場において教師自身が重要な教育環境であります。教師は後ろ姿で子供を育てるものであります。教師の身なりや言動は、子供の成長に大きくかかわっていることは間違

いありません。したがって、教育に携わる人間として子供の手本となるように、必要なことはしっかりと守らなければならないので、そのための統制は必要であります。しかし、すべて統制するのは考えものですし、罰則規定を設けて処罰するというのも、これもいかがなものかと思えます。そういうことをしなくても、教師には教育のプロとして高い倫理性と自覚が求められるものであります。

競争の教育についてであります。一般的に言って適度な競争は必要であります。切磋琢磨し、互いの向上を図る上では大切な手段だと考えるからであります。しかし、それが行き過ぎると勝ち負けだけに、その結果にこだわるようになりますので、切磋琢磨するその過程を重視して、よい結果に導くよう適切な指導をすることが大切であります。

統制も競争も、すべてよしとするわけではありませんし、すべて否定するわけでもありません。あくまでも子供たちの成長と教育活動の充実を図るために、適切なバランスを保っていくことが大切であると考えております。

なお、以上の点も含めて、市長が教育委員会に対してすべての権限を及ぼすようになれば、教育委員会制度の根本である市長部局からの独立性が保たれなくなって、これは法に抵触することになると思います。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 今の教育長の答弁、強制する、特に「君が代」問題ではその必要は感じないというふうな状態になっているわけですが、橋下首相の話、直接聞いたことないしということで、もちろん私もないです。でも、新聞報道、あるいはツイッターというものがあつて、彼のツイッターはすごくて、80万件か90万件集中しているということで、そのツイッターが大変分かりやすいといえいいですか、そういうことなので、そういうところからもいろいろ判断の材料を得ているところです。

例えば教育についての統制という——強制といえいいですか、これ、彼のツイッターでの考え方なんです、彼は生まれたての赤ちゃんから大人になるまで教育は強制そのものと。もちろん子供が成長するにつれ、強制の度合いが弱まり、子供の自立に軸足が移るでしょう。これはそうです。それでも教育の基本は強制と。社会のルールを教えるというのは強制そのものというふうに強制を盾にとっているといえいいですか、そういうふうに頑張っているわけです。そしてまた、教育目標を決めるのも、さっき教育長も懸念したけれども、首長がかわつたら、その首長のもとに教育が変わるということは、あつてはならない、これは歴史的にも独立した経緯がありますし、それは守っていかなければいけないのでないかと。もちろんまだ検討していかなければいけない教育委員会に対する検討の余地はあると思います。若干私の子供の頃は、教育委員会というのは選挙で選ぶというのが教育委員のメンバーです。紙芝居のおじさんがかんかんやっていたのが、ある日突然、メガホンを持って演説をして歩くというふうなことで、当初は教育委員会の公選制というのがありました。ところが、日本の国はアメリカの政策に基づいて、朝鮮戦争とかあるいは再軍備をしなきゃいけないとかというふうなところから教育も上のいうことを聞くようにということで、教育委員会の公選制をやめて任命制になって、それを今度は上のほうで認めなければ教育委員としては否定さ

れるというふうに縦の規律が強まった経緯もあるんですが、そういう中で大阪府の場合は、地方教育行政法では首長の権限外になっている教育の目標、これを設定しているわけです。本来はこれはやるべきでないということだと思いますし、その点は教育長も先ほどの答弁からいけば、そのとおりというふうになるのではないかと思います。

それから、競争なんですが、特に高校の場合は競争させて、そして3年連続定員割をした学校は、あと廃止していくと。それから、小・中学校も選択制にしていくと。そうすると当然競争が強化されるわけです。そういうことも力を——私はやるべきでないと思うんですが、そういうことにも力を入れているということもあるので、今後もこういうことを見ながらやっていかなければいけないし、何よりもストレートに教育委員会廃止というふうにしていく、これはやはり自分の言うことを聞かせる教育を進めたいということがあるからだと思うわけです。そういう点について、今の競争面では一般的な切磋琢磨の競争ではなくて、定員割を起こさせる、起こす、そして淘汰していくと、こういうような競争は本当はあるべきでないし、小・中学校の選択制というのは都会であればできないわけではないでしょうけども、これも東京でやって、今それをやめようというふうな動きがあるわけですが、高校を競争によって淘汰していくというふうなやり方などについての競争についてはどのように考えるかお尋ねしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

●教育長（渡辺徹君） まず恐らく、学校選択制とかそういうことについては、にかほ市では余りなじまないと思っています。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） この橋下教育の改革の仕方というのは非常に問題があるということで、日弁連、大阪弁護士会というところが橋下氏の進めていく教育というのは、例えばさっき言った「君が代」起立強制、教育行政の基本条例、それから府立学校条例、こういうものについて憲法違反の疑いがあるということで告発をしているという状況になっているということをつけ足しておきたいと思います。

大きい2番に進みたいと思います。学校、保育所等の将来構想づくりということで質問しますが、院内小、小出小の統合について説明しており、そして教育長の議会初日の報告もありました。

私は、今、院内小、小出小の統合が焦点になっているわけですが、これはこれで確かに進めなければいけない点があります。しかし、市内全体の学校、そして学校だけでなく、例えば小出にある保育所なども人数が大分少なくなっているというふうなこと、あるいは学童保育、これも近年ようやく、去年ですか小出に学童保育設置されましたけれども、今度統合になったらどうなるんだということも出てきます。ですから、そういう子育て全体を見通した包括的な将来構想、こういうものがつくられなければいけないのではないかとこのように思います。

そこで一つ目の質問は、院内、小出小学校の統合について、将来構想策定委員会、これは平成21年2月に出しておいて、その内容が院内小学校と小出小学校の統合小学校を建築するというふうにあります。そして、本年平成24年3月のものには、平成27年4月に統合することとし、校舎建設を進めていただきたいとあり、校舎建築というのをうたっているわけです。そして説明では、院内

小学校に小出小学校の子供を吸収統合みたいな形にしているようで、この提言とは、ずれがあるのではないかと。このずれというのは、一体どこでどのようになったのかなということで質問します。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

●教育長（渡辺徹君） 村上議員の御質問にお答えいたします。

院内小学校と小出小学校の統合について、将来構想策定委員会の提言と少しずれがあるのではないかとと思われるような説明をしているようだけれども、その内容はどこでどのように検討されたのかということであります。

院内小学校と小出小学校の統合については、先ほど議員御指摘のように平成21年2月19日付で、にかほ市学校教育将来構想策定委員会、ここから市長及び教育委員会委員長に対し提言されております。

この提言では、平成27年度をめどに院内小学校と小出小学校の統合小学校を建築するとありますが、具体的なことを検討するため、昨年度、院内小学校・小出小学校統合検討委員会を立ち上げました。この統合検討委員会の提言では、院内小学校と小出小学校は平成27年4月に統合することとし、校舎建設を進めていただきたい。ただし、平成26年度は小出小学校の複式学級を避ける手だてを講じていただきたい、こうあります。

この提言を受けまして教育委員会で検討をしました。さらに市当局と社会経済情勢も含め、校舎建築や複式学級対応について協議を重ねた結果、院内小学校と小出小学校の統合は提言のとおり平成27年4月に行うとしたものであります。その際、新校舎は建設せず、平沢小学校の校舎老朽化、この問題ありますので、こういうもの等々、総合的に検討して、院内小学校・小出小学校の統合を五、六年後をめどに、平沢小学校を含めた統合小学校を仁賀保中学校の側に建設して、小・中連携を進めたいと、そういうふうに考えております。

なお、小出小学校を院内小学校に統合するため、院内小学校の校舎の耐震化を行い、小出小学校も今後の利活用を考慮し耐震化をすることにしたものであります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 経緯は分かりました。しかし、地元これまであった学校がなくなる、統合されて子供たちが別のところに通うことになるのは、やはり地元の人としては大変大きな問題だと思います。校舎建築する、統合校舎が、院内小学校と小出小学校が統合した新しい学校ができるんだなという認識でずっと来たと思うんです。ですから、そういう点からいけば、地域の人はそういうふうになるということは予想しなかったのではないかとというふうに思うわけです。

そこで、これらの説明した場での質問、意見、主なことで結構です。どんなのがあったかお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

●教育長（渡辺徹君） 説明会での質問や意見にはどのようなものがあったのかと、こういうことあります。

小出地区では、複式学級になって苦勞するのは嫌なので統合には賛成ですが、「小出小の子供がい

づらい状況になるのが気になります」とか、あるいは「統合の前には授業の交流を重ねてほしい」とか、あるいは「仁賀保地域の三つの小学校を統合するまでこのままでいいのではないか」とか、さらに「複式学級は解消してほしい。そして早く新校舎を建設してほしい」とか、こういうのがございました。

院内地区では、「院内小学校の建物は小出小学校の建物よりも弱くないですか」とか、あるいは「仁賀保地域の学校統合は、いつごろの予定ですか」とか、こういうような質問や意見がありました。

統合による影響について、子供への不安、学校がなくなることによる地域の衰退など、不安はあるようでしたが、少子化による複式学級に対する不安も多かったように思います。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1 番（村上次郎君） 複式学級に対する懸念、そういうのもありますので、その手だては前の提言にもありましたように、複式学級を避けて人を配置してもらいたいということには当然応えていくと思うのですが、次の三つ目の質問で、複式学級解消の手だてはそういうふうにすると思うのですが、私はもう一つ、少子化対策と言いながら人数が減っていくところ、複式学級になりそうなどころには、やはり複式学級の編成基準、これを変えて、国や県で変えて、もっと厚い手当てをすべきでないかというふうに思うわけです。このままずっと変えないでいるということであれば、子供が少なくなったから統合なんだというふうにすぐそちらに進むことになると思うわけです。今、複式学級の編成は16人で、1年生を含めば8人ぐらいですか、そういうふうになっているんですが、これをやっぱりもう少し県でも国でも下げて、その間の手当ては市独自でやらなくともやっていけるんだというふうな状態にすべきだと思うのですが、そこの働きかけなども含めて答弁願います。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

●教育長（渡辺徹君） この問題については、やはり前からいろいろありました。例えば県の校長会とか、あるいは市町村教育委員会の会議とか、そういう中でも要望事項としてやはり出ているんですよ。例えば、16人をもっとその人数的に緩和してくれとか、あるいは小学校1年生を含む場合には8人ですので、その部分についても緩和してくれとか出ではいるんですが、なかなか現実にはそうはいかない状況で、改善をされていません。前から比べると、例えば3複式はなくすとか、そういうのはやっているんですよ。ただ、単独の複式についての人数については、変わってないですね。そういう状況です。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1 番（村上次郎君） 四つ目の質問は、ちょっと時間の関係で、十分準備したかと思うのですが省略すると準備した人に気の毒ですから、学童保育、これさっきもちょっと言いましたけれども、事務報告書にもありまして、小出登録15人とか院内30人、仁賀保が82人とかというふうになっていますので、仁賀保はもっとこの増えていくような気配のようです。

このこととあわせて、五つ目の問題と合わせて、それぞれ答弁もらえればいいと思うんです。したがって、学校だけでなくて保育所、学童保育、こういうものについて将来構想というのは平成21年2月に出ただけですので、平成24年の提言は将来構想ということではなくて提言になっているわ

けです。ですから、全体を見渡して、もうちょっと広い角度から綿密な子供の数等も含めて、そういう構想をつくるべきでないかなというふうに思いますので、その点についてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） まず初めに、学童クラブのほうの関係を申し上げますけれども、今、院内学童保育クラブは登録している人は35人ほどございます。ただ、利用しているのは平均で8人という状況です。小出小学校については、登録している児童は14人ですが、利用している児童は平均して6人。ですから、二つの小学校を合わせても14人しか平均的に見て利用する児童しかいないと。ですから、院内・小出小学校をともに統合した場合については、やはり1カ所でやりたい、1カ所のところでやりたいというふうにして考えています。ただ、その現在、院内小学校からは院内が一番近いわけですから、そこの場所が適当かどうか、このあたりを見きわめながら、変更が必要な場合は変更して、1カ所で対応していきたいと思っております。

それから、保育所、学童保育等についてでございますけれども、これは次世代育成支援行動計画の後期計画、これに基づいて実施してまいります。当然地域住民の声を聞かなければなりませんし、また、保育所を運営する民間事業者の意見も聞かなければなりません。こうしたことを踏まえながら、将来の構想をまとめ上げていきたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 小出の子供たちが院内に——もっと答弁ありましたか。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

●教育長（渡辺徹君） それでは、学校関係について、いわゆるその将来構想をお話いたします。

子供の人数については6年後までは分かっておりまして、少子化が進んでいるのが現状です。これももしかしたら、予想以上に早く進むのではないかと思います。

市内の小学校においては、平成30年度までには小出小学校を初め市内三つの小学校で複式学級が発生することが予想されております。このことから、基本的には統合を考える必要がありますが、複式学級の発生の年度や、いつどのように、どんな形で学校の統合をすべきかは一層の検討を要すると考えております。今後、象潟地区も複式学級が発生しますので、学校についてどのような対応が適正か、学校、PTA、地区住民に説明するとともに、児童の状況を見きわめながら、その実情に応じた将来構想を考えていきたいと考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 構想を考える場合、やはり学校だけでなく学童保育など、特に小出の場合、今、とりあえず院内小学校へもし入るとすれば、今までは小出の学校に学童保育があったのが、今度は歩いてはいかれない、そういうところになるわけで、いろんな配慮が必要だと思うので、その辺の検討や対策も十分考えていただきたいと思うわけです。

最後の教育条件の整備ということですが、にかほ市の教育委員会は学校が困ったことがあればすぐに駆けつけてくれて話を聞いて、そして対応してくれるというので教職員から喜ばれています。

それはぜひ続けてもらいたいと思うのですが、一番大事な人の配置です。ある教員が病気のために比較的長く休むというようなことがありましたが、なかなかその補充が来ないということで大変だったようです。今年はそういう状態ですが、去年はある中学校で、おとしはある小学校でというふうに、毎年のように休む先生が残念ながらいるということですので、この補充体制はどうかということについてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

●教育長（渡辺徹君） 市内のある学校で学級担任が病気で一定期間休むことになったが、その補充体制がおこなわれているようで、そうした場合の補充体制はどのようになっているかということであります。

実はその学校の教諭の病気休暇等で1ヵ月以上休む場合、病気休暇申請書と臨時講師派遣申請書を県の教育委員会に提出して、県から講師の派遣をお願いするようになっております。つまり、県費負担教職員の派遣に関する決定権は市の教育委員会ではなくて県の教育委員会にあるのです。県の実情としては、新年度がスタートする4月に講師登録されている講師は、各学校に加配とか欠員補充等で配置されております。しかしながら、年度途中の講師派遣については、講師登録者が極端に少ない状況でありまして、派遣については県教育委員会でも大変厳しい状況にあります。今回の例は、その講師不足によって補充講師の配置がおこなわれていたと、そういうふうな状況であります。派遣されるまでの期間は子供のことを第一に考えて、当該学校では先生方が校務を分担するなどして対応しているのが現状であります。また、市の教育委員会としては、教育指導員を派遣するなどして学級経営や教科指導の面で援助しております。この講師派遣がおこなっていた市内の学校においても、8月16日から臨時講師が派遣となって教育活動の充実に向けた取り組みがスタートしております。2学期からは、これまで以上に子供たちのニーズに応えられるような学校体制ができるものと考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 人の派遣は県教育委員会の責任ということですが、難儀をするのはにかほ市の小学校、子供たちということですから、もっと県のほうでいろんな体制、受験の年齢のこととか、教員試験の時期とか、絡みがいろいろあるということには分かります。ですけれども、そういうことにも即応できる体制をぜひ県のほうに求めて、長く空かないようにしてもらいたいなというふうに思います。

それから、体育館の暖房の点について質問を移します。

仁賀保中学校の暖房は、どうも不十分なのではないかと。この前の卒業式のときに校長が、寒いから風邪ひかないようにというふうに、暖房のある体育館を備えておりながら校長がそう言わざるを得ないというふうなことは問題だと思うわけで、その点と、この金浦中学校は何か両脇が暖房あるのに自分たちだけないというふうなことで、不公平なんじゃないかと、平等性を欠くんじゃないかという感じがあるやに思います。その点についてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

●教育長（渡辺徹君） この質問については、次長がお答えいたします。

●議長（佐藤文昭君） 教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 仁賀保中学校の体育館の暖房が十分機能していないので、調査し改善したらどうかと、また、金浦中学校にも暖房機の設置や小学校体育館についても検討したらどうかということでございますけれども、まず仁賀保中学校体育館の暖房については、暖房負荷計算といえますか、外気温度がマイナス3.2度において室内を15度という想定をして、遠赤外線放射式の暖房機10台設置されております。完成した平成22年1月から卒業式や入学式などで使用してきたわけですが、なかなか思ったより暖房効果が見えないと、学校側からも意見がありました。機器の能力や設置状況などを確認するとともに、昨年8月に燃料パイプを太くし、燃料消費量増の改善等を実施しましたが、結果としては大きな改善が見えていないのが現状です。学校では卒業式、入学式などで年数回使用していますが、場所によっては暖房が行き届かなく、一部移動式暖房機器、ジェットヒーターとか、ブルーヒーターとか、そういうものを活用していることから、再度設計業者や機器メーカーと協議し、改善に向けた調査をすることにしております。

なお、調査時期については、室内の温度調査を予定しておりますので、条件の合う12月上旬に実施したいと考えています。

また、金浦中学校や各小学校にも暖房機設置を検討したらということですが、実際に体育館で暖房機を必要とするのは、今言ったように年数回で、学校等ではジェットヒーターや各種ストーブで対応しております。今後まず学校体育館の暖房機については、昨年の災害時も参考にして、移動式のものがある程度準備するのがベターと考えられますので、今後、学校の要望等を聞きながら整備してまいりたいと考えております。今後においても学校施設、設備の工事等については、優先順位を考慮しながら計画的に整備してまいります。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 暖房については、仁賀保中学校はそのように、それから金浦中もやはり検討したほうがいいのかというふうに思っています。

もう一つ残りましたけれども、これはまた別の機会ということで、時間になりましたので終わります。

●議長（佐藤文昭君） これで1番村上次郎議員の一般質問を終わります。

所要のため、25分まで休憩いたします。

午後3時15分 休 憩

---

午後3時24分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番鈴木敏男議員の一般質問を許します。5番鈴木敏男議員。

【5番（鈴木敏男君）登壇】

●5番（鈴木敏男君） 今日、最後の一般質問になりました。大変お疲れのところ恐縮でございますが、どうぞひとつよろしくお願ひしたいと思います。

今年は大変暑い暑い平成24年の夏、各種イベントは市政報告にもありましたけれども、第25回秋田トライアスロン芭蕉レース象潟大会を初めとして、市内外からたくさんの皆様方から当市においでになられたようで、市当局等の対応は大変だったろうというふうに推察をいたしております。あわせて、事故もなく終えたことに、深く敬意を表するものでございます。

さて、今回の一般質問では3項目を取り上げさせていただきました。学校の統合には、今の私の前の村上議員との重複もあるわけでございますが、その辺は簡略な答弁でというふうに前置きしておきたいというふうに思います。

初めに、小学校の統合についてお伺いをいたします。

この9月7日の新聞に県内の小学生の数、これは5月1日現在の数というふうには書かれておりましたけれども、前年度比1,661人の減、そして4万9,468人となり、秋田県が調査を始めた1948年度以降、初めて5万人を割ったというふうな報道がなされました。当初調査当時の小学生の数は約19万人であったというふうなことでございますから、その当時から見れば約5分の1になったというわけであります。これに伴って学校の再編が進み、学校数も前年度より9校少なく237校になったということも同時に報道をされたところであります。

当市でも同様に少子化が年々進行し、小出小学校では平成26年度には児童数55人というふうなことで、一部複式学級になる見込みであり、その課題も多いことから、その先の方向としてにかほ市学校教育将来構想策定委員会から平成21年の2月に平成27年度をめどに小出小学校の小規模化解消のため、院内小学校と小出小学校の統合、そして小学校建築するというふうな提言がなされました。このことを踏まえまして、平成23年に院内小学校・小出小学校統合検討委員会が設置をされ、この3月に市長、あるいは教育委員会等に、平成27年4月に校舎建設も含めて統合が望ましいと提言されたと承知いたしております。そこで、次のことについてお伺いをいたします。

院内及び小出小学校のPTA、そして地域の皆さんに学校統合についての説明会がなされたようでございますが、この説明会にはどのような意見、あるいは要望などがあったのかということではありますが、この質問を出してから当地域のほうには説明会の報告書というものが配布をされましたので、この辺の答弁は割愛して結構でございますが、こういった説明会でいろんな意見、あるいは要望等が出たことに対して、市長の見解をお伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、鈴木議員の質問にお答えをいたしますが、まず誤解のないようにしていただきたいのは、例えば統合検討委員会とかいろいろ組織をして、いろいろ議論してもらって提言書をもらいますが、これねやっぱり全体の市の状況を考えて、100%それを尊重して実施していくということは非常に難しい点です。ですから、このことだけは理解していただきたい。

そういう意味で、教育委員会では平成27年4月に院内小学校と小出小学校を統合する。その際は、

院内小学校の校舎の耐震化を行い、小出小学校についても今後の利活用、これは今まだ白紙の状態ですけれども、これを踏まえて耐震化を計画するというふうになっておりますので、今回の議会定例会にも予算を計上しておりますが、こうした教育委員会の取り組みについて尊重はしていきたいと思っております。ただやはり、先ほど村上議員の質問にもお答えしておりましたが、教育長が平成27年4月以降、五、六年を経てにかほ市内に一つの小学校というお話が、答弁をしておりますが、当然ながら社会経済情勢等のその状況を見きわめていかなければならないと思います。学校建設するとなると、少なくとも最低5年かかります。5年、1年や2年でできる話ではありません。ですから、こういうことも踏まえていかなければならないし、そのときの市の財政がどうなのかということも十分これからさらに検討していかなければなりません。

御承知のように合併11年目以降からは、合併の算定替えて地方交付税は減ってまいります。15年まで段階的に減ってまいります。そして16年目以降は、にかほ市としての算定替えになります。ですから、今の地方交付税よりも2割、少なくとも2割は、20%は減るだろう、そういう話になっています。ですから、今のかほ市の交付税の状況からすると、毎年10数億円が、十一、二億円が毎年減っていくと。ですから、これまでも市民の皆さんなどの御理解をいただきながら行政改革を進めて、そういう体制になっても対応できるような市政運営ができるようにやってきました。ですけれども、ちょっとくどくなりましたけれども、学校建設については先に先行しておりますごみの焼却施設、これもありますので、こうした状況を見ながらですね学校建設を進めていきたいと思っております。

説明会での意見については、さきの村上議員に対して教育長がお答えしているとおりでございます。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木敏男議員。

●5番（鈴木敏男君） 今回のその学校統合に関する説明会でいろんな意見や考え方があったということは承知をいたしておりますし、それにすべて応えるわけにはいかないというような当局の考え方も理解はするものであります。

ただ、多くの声の中に、やはり複式学級は何とか避けたいという声は確かにありました。その声がやや強いのかなというような、こういう感じもいたしております。

が、一方で複式学級のよさもあるんじゃないか、そして平成27年4月1日に2校が統合しても、その後五、六年してまた統合だということであれば、それまでに何とか今の形でもっていけないのかというふうな声も強かったというように私は受けとめております。これに対する市長の考えがありましたら御答弁をお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） ただいまの質問に対しては、教育長からお答えさせます。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

●教育長（渡辺徹君） 複式学級についてであります。まず複式学級についての問題点は、もう御承知のように、二つの学年を一人の先生ですべて見ると、これは学習指導上、大変困難な学習指

導でありますので、この点は避けたいなということです。

それと、複式学級というのは、いわばその少子化のシンボルみたいなものですよ、子供たちの少子化の。少子化が問題になるのは何かというと、確かに一人一人の子供たちに目が行き届きやすい、これは少子化のメリットです。しかし、例えば学級に10人しかいない、6人しかいない、そういう中では子供たちの社会性が育たないんです。先ほど私がお話しましたその子供たちが将来、社会に出て、一人前になって仕事ができると、そういうふうにしていくのが学校教育だと。社会性が育たないというのは、その面では大変なマイナス面なんです。つまり、いつも同じような固定化された人間関係の中で、いろんな意見を持っている人たちの意見を聞くこともできないし、本当にそのずっと幼稚園から保育園から小学校まで同じ人間関係の中で育つというのは、これは社会性の育成にとっては大変なマイナス面なんです。その意味で、やはりその複式というのは、その一つのシンボルなのですが、実は子供たちの少子化、それについては、やはりその社会性の育成というものを本当に大事にしていかないと、今の子供たちにとって非常に育ちにくい面ですから、ここを私は強調したいと思います。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木敏男議員。

●5番（鈴木敏男君） その辺は理解するところもあるのですが——。例えばですね、今回の案では、院内小学校と小出小学校を統合するというふうなことでこの後進むわけでしょうけれども、例えばそうなった場合、院内小学校が小出小学校を統合すると、吸収するというふうなことで進んでいくのか、あるいは学校は一つになっても新しい学校としてスタートしていくのか、その辺の考え方をお伺いします。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

●教育長（渡辺徹君） これが決定したわけではありません。いわゆるその院内小学校に吸収する小出小学校。ただですね、基本的な考えは、小出小学校は少子化が進んで複式になるから合併するんです。その考えからするならば、院内小学校に吸収するのが筋だと思います。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木敏男議員。

●5番（鈴木敏男君） 平成27年に統合して、さらに五、六年後の再統合ということになりますと、その二つに係る子供も当然出てくるわけで、そういったことでいいのかなというような疑問をいささか感じることもあります。こういった心配を父兄の方も確かに持っている方もおるようであります。そうすれば、この後はその学校の例えば名前とかといろいろ協議されていくと思うのですが、そういったところまでお考えなのかどうか、その辺伺います。新しい学校ということになるのでしょうか、学校の名前はこれ変わっていくだろうなというように思うのですが、その辺まで考えておられるかどうか。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

●教育長（渡辺徹君） 今は新しい学校という発想ではなくて、院内小学校に小出小学校が複式を解消するために吸収されていくのだと。そして、いずれ新しい学校ができて、そして仁賀保中学校の側に新しい小学校ができて、小・中連携の教育を進めていくと、こういう流れになろうと思っています。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木敏男議員。

●5 番（鈴木敏男君） 先ほど竹内議員の質問の中にも、いろんな説明会をやっても住民の皆さんの参加率が低いというふうな話がありました。実は小出地区の説明会には、ちょっと顔を出させていただきましたけれども、あのときの出席率も決して高いとは言えない状況だったというふうに思います。そして今回、補正予算では院内・小出両校の耐震化の設計の委託料が入っているわけで、このまま進んでいくだろうというふうに思いますけれども、さきに配付いただきましたこの教育委員会に関する事務の点検評価報告書、これの外部評価委員の意見、評価が載ってございます。これを見ますと、院内小学校と小出小学校の2校だけなのか、平沢小学校も含めた3校統合を望んでいるのか、地域の方々の考えをまとめ、むだの生じない方策を講じる必要があるというふうに述べられております。今後、この後ですね、もう一度この地域に説明会というものを持つのかどうか、その辺伺います。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

●教育長（渡辺徹君） まず、この間、説明会を持っておりますので、これからの状況の変化等があれば、それは説明会を持たなきゃならないと思います。今の状況でこのまま進むということであれば、いわゆるお手元にお持ちいただいたその説明会の説明資料、そういうものをまた配布して、そして理解を求めていくと、こういうふうになると思います。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木敏男議員。

●5 番（鈴木敏男君） それでは、二つ目のほうに入らせていただきますが、提言では平成27年4月に院内小学校と小出小学校の統合でありました。これに何度も言いますけれども、平沢小学校との統合も検討されたようであり、説明会の報告書では、院内・小出両校の統合の後、平沢小学校も含んで統合するというふうな説明を受けたわけでありまして。今後、この校舎の建設も含めて大まかな計画等ありましたら御説明をお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

●教育長（渡辺徹君） 御質問にお答えをいたします。

校舎建設を含めての大まかな計画と複式学級発生への対応ということではありますが、それでよろしいですか。——大まかな計画については、先ほどから話をしております。もう一回話をしますと、仁賀保地域小学校の将来像については、まず初めに小出小学校の複式学級が平成26年4月に発生しますので、非常勤講師の雇用などで個々の学級が独立した事業を行うことができるよう、複式学級解消対応を計画しております。この対応を長く続けても、先ほどお話ししましたが、子供たちの社会性育成という根本的な問題の解決にはならないのです。したがって、平成27年4月に小出小学校を院内小学校に統合します。そのために来年度、平成25年度に校舎の耐震化工事を行います。その後については、教育行政報告でも説明したとおりに、平沢小学校を含めた仁賀保地域の統合小学校を院内小学校と小出小学校の統合後、五、六年をめどに仁賀保中学校の側に校舎を建設して小・中連携の教育を進めたいと。ただし、その際に市長部局との密接な連携が大切であると、そういうふうに認識しております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木敏男議員。

●5 番（鈴木敏男君） 今回の統合に当たっては、院内小学校と小出小学校のPTA、そして地域の方々に、そういう意味で説明会をされたわけですが、話によりますと平沢小学校でも説明会をされたというふうに承っておりますが、その辺かいつまんでどういうふうな意見、あるいは要望、こういったものが出たのか、承知しておりましたらお答えをお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

●教育長（渡辺徹君） 平沢小学校の説明会はPTAについての説明会であります。院内小学校、小出小学校、平沢小学校、このすべてのPTAについての説明会をやって、さらに小出小学校、院内小学校については地域住民への説明と、こういうふうに来てきたわけです。平沢小学校のPTAでの説明会の中には、質問等一切ありませんでした。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木敏男議員。

●5 番（鈴木敏男君） 分かりました。それでは次のほうに入らせてもらいますが、学校が統合された後の課題として、学校のなくなった地域の連帯感、あるいはふるさとへの愛着心の希薄化が懸念され、その対応として校舎の再利用が重要になってくると思います。今後どのような施策を講じてまいるのかお伺いをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 統合後の校舎の利活用というのは、十分、その地域にとってどういう形でそのなくなる学校をカバーしていくかという気持ちは十分理解します。

ただ、これから学校に限らずいろんな施設をこのままの状況で持っていくことは、私は不可能だと思います。例えばこれからインフラの中で道路関係の維持補修というのは、これは莫大なお金がかかります。特に橋梁関係です。橋梁を補修していかなければ道路として活用することはできません。ですから、そういうどうしても必要なインフラの維持補修は必ずやっっていかなければなりません。その上で今ある例えば統合して学校が廃校になったものが、すべてやはりその地域にとって利活用するために行政で維持管理してくださいよという形には、私はなかなか難しいだろうと思います。その地域地域で私たちやりますよというのであればある程度の支援はしても、それは可能だと思いますけれども、すべて行政がそれを維持管理していくという時代では、もうなくなったと思います。用途が一回切れたものについては、できるだけ解体をしていきたい。ただ、現段階では小出小学校をどうするのかは決めていません。ですから、子供たちが使用する学校ですから、耐震化はまずやりたい、そのように思っています。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木敏男議員。

●5 番（鈴木敏男君） 校舎の跡利用というのでしょうか、再利用というのは、やはり地域にとっては大きな問題になってくると思いますので、どうかひとつ地域の声も十分くみ上げた、こういう施策をしていただきますようお願いを申し上げたいというふうに思います。

次の四つ目のほうに入らせてもらいますが、この後、院内小学校、小出小学校の統合の後は、平成30年度をめどに象潟・上浜・上郷の三つの小学校の統合、こういうものもさきの構想委員会では

提言をされております。

先般の小出会場での学校の統合の説明会においては、ちょっと時間がかかってしまったというふうな、こういう話もございましたので、これはもう平成30年だということでききに提言を受けているわけでございますので、どうかひとつ遅滞のないようにこの計画を進めていただきたいというふうをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） ただいまの質問については、教育長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

●教育長（渡辺徹君） お答えをする前に、一つだけ確認しておきますが、この統合問題というのは、これは確かに地域とかいろいろなそういう条件があります。しかし、私らは子供のためにどうなのかという、そのことでこの統合問題を考えておりますので、そのところをぜひ御理解願いたいと思います。

今の御質問、今後の象潟地域での統合計画についてであります。象潟地域の統合計画については、平成21年2月19日付でにかほ市学校教育将来構想策定委員会、ここから市長及び教育委員会委員長に対して提言されております。提言の中で平成30年度をめどに老朽化校舎の改築及び学校規模の適正化のため、象潟・上浜・上郷小学校が統合することを教育委員会において検討してほしいと、こうあります。実は象潟地域の象潟小学校・上浜小学校・上郷小学校でも子供の少子化はどんどん進んでおります。平成30年の児童数は、3校合わせて424名となります。実はこれは平成19年の象潟小学校の児童数431名よりも少ないのであります。それからまた、上浜小学校も上郷小学校も複式学級が予想されます。したがって、今後は象潟小学校へ上郷・上浜小学校を統合し、その後で象潟中学校の近くに新校舎をつくって小・中連携を進めていきたい、このように考えております。

なお、そのことについては、PTAや地区住民に説明をして、意見を聞きながら統合の時期、方法などを検討していきたいと、こういうふうに考えています。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木敏男議員。

●5番（鈴木敏男君） ぜひとも統合については、そういうふうには地域の声、あるいは保護者の声、こういったことを取り入れた形で進めていただければというふうに思います。

次に、大きい項目のほうの質問に入らせていただきますが、高齢者世帯対策についてお伺いをいたします。

平均寿命などの伸びとともに高齢者人口が増加をし、一方では生活様式の変化などによって核家族も増加。したがって、高齢者世帯、高齢者のひとり世帯も増えております。この結果、不幸な事件、あるいは亡くなってしばらく発見できなかったことなど、この問題は社会問題の一つになっております。

当市では、これに対応する一環として、にかほ市地域福祉計画を策定しているところであります。

また、にかほ市の商工会では、いわゆる買い物難民と称されます、なかなか買い物に出かけることのできない方々に対して、「おらほのふれあいべんり市」というふうなことで地域に出向いておられる手法は、高く評価をされているところであります。

誰もがいつかはたどる老化の道ではありますが、今後、団塊の世代がこの域に達することになり、高齢者世帯対策は急務であります。そこで幾つかの質問をさせていただきますが、初めに、当市での高齢者世帯の全世帯の状況というもの、お分かりでしたら御答弁をお願いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） ①の質問に対しては、担当の部長がお答えをします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 当市での高齢者世帯全体の状況ですが、本年7月末現在の65歳以上の高齢者世帯は1,986世帯で、これは総世帯数の21.6%になります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木敏男議員。

●5番（鈴木敏男君） どうもありがとうございました。その中で、ひとり暮らしの世帯の状況はどうでしょうか。また、もし分かりましたら、この男女別ではどうなっているのかお答えいただければというふうに思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） この質問についても担当部長にお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） ひとり暮らし世帯の状況と、その男女別についてですが、65歳以上高齢者世帯1,986世帯のうち、ひとり暮らしの世帯は1,027世帯、51.7%です。そのうち男女別ですが、男性が236世帯、女性世帯が791世帯となっております。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木敏男議員。

●5番（鈴木敏男君） どうもありがとうございました。こうした高齢者世帯への対応というのは、どういうふうな対応をされているのかお伺いをいたします。また、今後の具体策、こういうものがありましたら、あわせてお尋ねをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） この質問に対しても担当の部長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 高齢者世帯への対応と今後の具体策についてでございますが、住みなれたところで安心していきいきと暮らせるためには、行政のみならず地域と共同で見守り支援していく必要があるものと考えております。現在、市が行っている高齢者世帯への対応についてですが、75歳以上の高齢世帯に対しては、高齢者等声かけ見守り巡回事業を行っておりまして、1,095人、800世帯の高齢者に声かけしながら状況の把握に努めております。

また、ひとり暮らし見守りネットワーク台帳を作成しております、現在 891 世帯の高齢者が登録しておりますが、緊急時の連絡体制を整備することで安心して暮らせる体制を整えているところです。希望するひとり暮らし高齢者世帯には、緊急通報装置を現在 185 件設置しております、消防署や親族、民生児童委員の協力を得て、より安心して生活できる体制も整備しております。

また、買い物や調理が困難な世帯、あるいは体調や生活状況での悩み相談で見守りが必要な世帯については、介護保険サービスと調整しながら配食サービスや生活管理指導員派遣事業、安心生活見守り事業を行っております。

また、老人クラブの友愛訪問活動、あるいは集落サロン事業を進めておりますが、このうち集落サロン事業は 30 ヶ所の町内会ごとに会館等で行われております。高齢者が歩いていける場所で、地域の方々と交流して生きがいを持ち、地域での日々の見守りにもつながっている事業でもあります。

また、冬期間においては高齢者世帯等徐排雪等支援事業や雪おろし支援事業を行っております、高齢者世帯等徐排雪支援事業では、各自治会から支援チームを立ち上げていただいて、徐排雪が困難な高齢者世帯の徐排雪作業を行っているところでございます。

また、介護保険サービス事業においては、ひとり暮らし世帯等に対してホームヘルパーによる身体介護や居室の掃除、食事の世話等家事援助を行いまして、住みなれた我が家で介護が必要になっても、いつまでも自分らしく生活できるよう支援しているところでございます。

今後につきましても、現在行っている以上の事業を充実しながら継続していくとともに、さらに高齢者や地域のニーズを聞きながら、必要により新たな事業に取り組んでまいりたいと考えているところです。

地域福祉計画では、その一つの新たな事業としまして、今後第 2 期計画の中で配達業者等民間企業と連携することで、多方面からの日々の見守り体制を整備して高齢者を支える地域ネットワーク整備も計画しているところでございます。

いずれにいたしましても高齢者の見守りについては、行政のみならず近隣の方々、親族、地区の民生児童委員、町内会等の役割が大変大きいものと考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木敏男議員。

●5 番（鈴木敏男君） その見守りのほうは、この後⑤番にもう一回質問させていただきますが、④番目のほうの質問に入らせていただきます。

高齢者というのでしょうか、高齢者対策の受け皿の一つとして、老人クラブの存在がございまして。しかし、加入率を見ますと 34.8%ということで、やや低いような、こういうような感じを受けるわけですが、今後、長命化に伴い、さらに加入対象者の増加が推定される中であって、いま一度この組織の再編というのが必要なのかなというような感じがいたします。加入率が 30 何%といましても、かなりの人数でございまして、その下の組織というのでしょうか、何かそういうものも必要なのかなというような考えを持っているわけなのですが、その辺の考えがありましたらお聞かせをお願いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 老人クラブの組織の見直しということですが、詳細については担当の部長から答えさせますけれども、現実的にどうなんでしょうか。60歳以上が老人クラブの——ですね。60歳という人が老人クラブに入るかといったら、入りません、まず。それから、老人クラブの活発なところは、やはりその地域のリーダーだと思えますよね。リーダーがしっかりしていないと、幾ら今まで活性化していた老人クラブであっても一年で衰退してまいります。ですから、いかにしてもその地域地域にそのリーダーを、強力に引っ張っていくようなリーダーを、老人の皆さんを喜ばすようなそうしたリーダーをつくるのが大切ではないかなと私は思っていますけれども、いずれにしても今の70歳以下はなかなか入りにくい、それから年齢の幅がありますとあるほどやはり入ってもおもしろくないんだと思えます、私も。ですからね、このあたりもやはりこれからの検討課題ではないかなと思います。

細部については、担当部長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 老人クラブが果たすべき役割というものを考えたとき、高齢者が喜びや生きがいを共有して、健康でいきいきと生活することが一つであることはもちろんです。このほかにも高齢者同士が、居住する地域の中で横のつながりを強めて、自然な見守りといったお互いが助け合う地域コミュニティを形成することも重要な役割の一つであろうと言えます。

市における今年度のクラブの状況でございますが、クラブ数は66で会員数は3,371人となっております。加入できる年齢は60歳以上とされていますけれども、市の老人クラブ連合会によりまして、会員数は減少傾向で、新たな加入や特に若手の加入が少ない。そして、クラブ自体は高齢化しており、当面は新たな会員の増加を目標としているということでございます。これについては全国的な傾向でありまして、高齢になったから老人クラブは加入するとは限りません。趣味の同好会に参加したりボランティア活動を行ったり、仕事を持ったりなど、自分なりのいろいろな楽しみを見つけていく人が増えてきておりまして、老人クラブといっても一つの比較対象というふうには選ばれる、選ばれていく立場となってきているようでございます。

ただいま市長の方からも話がありましたけれども、年齢格差もございまして。親子ほども年齢差のある会長から一緒にやろうよと言われても、気持ちよく入っていけるのでしょうか。どうしても一つのクラブの中に年齢格差が生じるのは避けられないこととございます。ということで、さまざまな形の活動があってもいいのではないかと思います。例えば、一つの単位クラブで女性部、青年部、壮年部、高年部といった部会をつくって、日ごろの活動は同年代で肩のはらない関係で行って、ときどきは全体が一つになって活動すると。やはり60歳から100歳を超える方が同じクラブ会員になるわけですから、同じ魅力で引きつけるというわけにはいかないのではないかなと思います。そういったことにつきましては、今後、単位老人クラブの会長さん、そして女性リーダーの研修会もございまして、そういった機会を捉えながらぜひそういったことも提案してみたいと思います。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木敏男議員。

●5番（鈴木敏男君） ありがとうございます。私も全く同様な考えでございます。今、長命化

が進んで、親子ともどもに入るといふふうな、こういうふうな時代になってきていますので、その辺やはり老人クラブのみならず、今後はそういうことからしますと、さらに社会教育の面でいろいろ支援をするといふふうなことも大事ではないのかなといふふうに思うところであります。

最後に、先ほど話が出ましたが、高齢者世帯の見守り体制ということで伺いたいわけですが、現在は民生児童委員などが定期的に巡回訪問などをされているようでございます。私のほうにも先般、巡回した結果というようなことで届いておりましたけれども、ただ、それだけでいいのかなといふふうな疑問もあります。当市では今後、例えば配達業者等の民間企業との連携も挙げておられます。こういう方々に、その見守り隊的な役目をお願いするといふようなことだといふふうに思うわけですが、このことは総合発展計画にも出ているわけですが、しからばその進行程度といふのはどのような状況なのかお伺いをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） この質問についても担当の部長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 配達業者等民間企業との連携の計画でございますが、今年度から始まった第2期地域福祉計画の中でうたっておりますが、まだ今年度は取りかかっておりません。来年度以降、事業者の選定、あるいは説明会等を実施して準備していきたいと考えているところでございます。

例えば民間事業者ということになりますと、配達、あるいは検針、こういったことで各家庭に入る人たちの組織を考えているわけございまして、例えば郵便事業者であるとか新聞配達員ですとか、あるいは宅配便、あるいはメーターの検針員、あるいはコープなどの食料品等の配達等、そういった事業者と見守り活動に関する協定というのを締結して進めていきたいと想定しているところでございます。

見守り活動のその連携につきましては、例えば指定した時間で約束していたけれども不在だと、あるいは家の周りなんか探してもいないというような場合、あるいは郵便物や新聞がたまっていて、声をかけても不在、あるいは電話や携帯電話も通じないと。そして長期にわたって連絡が取れないあるいは配達ルートで異変を感じるとか、対応に何度も同じようなことを言うとか、法外な高額商品の購入が疑われるとかですね、そういった異変を感じたときに、速やかに市と連携を取って対応できるような、そういうふうな見守り活動の協定をこれから目指していきたいと考えているところでございます。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木敏男議員。

●5番（鈴木敏男君） この見守りというのは、当然行政だけでもできないだろうといふふうに思いますので、ひとつの方法として民間のほうにお願いするということも一つのアイデアなのかなといふふうに思います。

たまたま今、魁新聞にもこのことについてずっと掲載されてございますし、確かその中でもこの民間のほうにお願いするといふふうなこともあったやに記憶してございます。

たまたま私どもの地域でも、今でいう孤独死というんでしょうか、亡くなってから三日もしてから発見されたというふうなこともありました。やはりそういう意味では、いろんな形で見守りをするということが大事だろうというふうに思いますので、ぜひともその計画を早目に進めていただきたいというふうに思います。

最後に、市長のほうにお伺いをいたすわけでございますが、市長の面会日の状況についてお伺いをいたします。

多忙の業務の中、市民の生の声を聞こうというふうなことだと思いますが、平成21年から市長は面会日を設けて、意見や要望を聞かれているわけでございますが、その姿勢は大事であり、大変私は評価をしているところでございます。

そこで、どのような意見、あるいは要望等があるのか、あったのか、差し支えない範囲内でお答えをいただければありがたいというふうに思います。

また、にかほ市総合発展計画の中では、面会の希望者がいない月もあると。今後はその周知の方法を検討されるというふうな、こういうふうな条文がありましたけれども、そうすれば、どのようにその検討をされ、その効果はどのようなものであるのか、その辺もお伺いをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、市長面会日の状況についてお答えをいたします。

どのような意見や要望があるかとのことでございますが、内容的には観光振興や農業全般に関する意見、あるいは象潟公会堂の存続についてや松島町への支援、震災瓦れきの受け入れなど多岐にわたっております。

そして、その一つ一つに意見交換しております。例えば、象潟公会堂は耐震診断の結果、現在のままでは使用できない。ですから、使用する場合は耐震強度を確保するためにこんな工事をやらなければならない。この工事にはこのくらいおおよそ金がかかると、そういうことを丁寧に説明しながら理解を得ておりますし、また、松島町との支援についても、今、職員をこういう形で派遣してきました。現在も職員はこういう形で今、支援をしております。瓦れきの受け入れについては、地元の市の焼却施設の老朽化の現状を踏まえてこういう話、こういう形でなかなかできないという話を、懇切丁寧に説明し理解を得ていただいたと私は思っております。

私自身としては、地域のことをざくばらんに語り合い、何でも好きなことを気軽に語り合おうと、そんな契機で始めたわけでありましたが、ただやはり市民から見ると、市長面会日というやはり構えるんですね。こういういい提案をしなければならないとか、いろんなことあるものですから、少し敬遠をされた向きはあったのではないかなど、このことは反省をしておりますが、それでも例えば人工内耳装着者の現状もございました。金銭的に大変苦労されていますが、それでも明るく力強く頑張っている姿を見て、金銭的に少しでも負担を少なくしようということで、早々に助成制度を議会からも御理解いただいでつくりました。また、あるときは仁賀保高等学校の生徒さん方が来ました。これは就職する場、雇用の場、そういう場をもっとつくってほしいということなどいろいろございましたけれども、高校生も将来に向けて自分たちの進路をよく真剣に考えてやっているん

だなどということ、いろいろ話を通してですね分かったことだけでも大変有意義な時間だと思っております。

そこで、周知の方法については、これまでのような堅いイメージじゃなくて、例えば市長室にコーヒーを飲みに来ませんかとか、何でもいいから話をしてみませんかとかいう形で今年の4月1日号にはそうした形で広報に載せました。その後すぐに2件ほどの申し込みがございました。ですから今後もですね、こうしたことを継続しながら市民の意見を吸収して、そしてそれを私は市政に反映できるものは市政に反映したい、そういうスタンスの中でこの市長面会日に臨んでいきたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木敏男議員。

●5番（鈴木敏男君） ぜひとも今後、そういうようなスタイルでずっと継続をされまして、いろんな市政に反映をしてくださることを願っております。

一つ提案でございますが、なかなか面会日に来れない方もいるだろうというふうに思いますが、その一つとして、市長みずから発信するというのもあるいは大事なのかなというふうに思いますが、その発信としてホームページの内容を少し変えたらどうかというふうな気もいたします。私はしょっちゅう開けて見ているのですが、例えば、にかほ市のホームページの中に「市長の部屋」があります。部屋がありまして、市長の挨拶と略歴があるのですが、これなかなか更新ということも難しいのかもしれませんが、市長の挨拶は平成22年3月であります。ですから、ときどきは変えるというようなこともあるいは大事なのかなというふうな気もいたします。例えば由利本荘市のホームページを見ますと、あそこでは「市長室からこんにちは」というふうなタイトルでプロフィール、あるいは施政方針、あるいはスケジュール、週間のスケジュール、交際費、行動報告、こういうものもいろいろ載っているわけでございます。ですから、ぜひ市長の面会日に来られない方々には、これを見てくださいますよというふうな感じで勧めるのも一つの方法かなというふうに提案したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 今の提案については、検討してみたいと思っておりますけれどもね。今年の5月になりますが、にかほ市の1年間の事業ということを含めて特別号ということで市民の皆さんに、こういう今年の事業ありますよと、これは周知しております。ですから、やはり——広報、結構話を聞くと市民の中には広報を見ないという人も結構いるんですね。じゃあその、今のホームページ、あるいはツイッターでも、仮に私がツイッター、つくってもあれですけどもね、今の状況ではなかなか私につくれません。ですから、ホームページを変えることもいいのですけれども、どの程度の人に見ていただいて効果があるかということも踏まえていかなければならないのかなと。ただ、今こういう時代ですから、ホームページの中で市の状況を知るということは大変重要なことですので、今後の課題としていきたいと、このように思います。

【5番（鈴木敏男君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤文昭君） これで5番鈴木敏男議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。  
どうも大変御苦労さまでした。

午後 4 時 21 分 散 会

---